

浅口市議会 平成２７年第４回 ９月定例会

平成２７年９月浅口市議会第４回定例会会議録（第４）

１．招集年月日 平成２７年９月９日（９日目）

１．招集の場所 浅口市役所議場

１．開 議 ９月９日 午前９時３０分

１．議事日程

第１ 一般質問

第２ 議案第６１号 平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

第３ 発議第 ３号 浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

第４ 議案質疑（一部討論・採決）

承認第 ８号 専決処分した事件の承認について（討論・採決）
（和解及び損害賠償額の決定について）

議案第５２号 浅口市立認定こども園条例の制定について

議案第５３号 浅口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第５４号 浅口市税条例等の一部を改正する条例について

議案第５５号 浅口市国民健康保険税条例及び浅口市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第５６号 浅口市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第５７号 工事請負契約の変更について

議案第５８号 平成２７年度浅口市一般会計補正予算（第２号）

議案第５９号 平成２７年度浅口市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第６０号 平成２７年度浅口市工業団地開発事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６１号 平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

認定第 １号 平成２６年度浅口市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 ２号 平成２６年度浅口市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 ３号 平成２６年度浅口市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 ４号 平成２６年度浅口市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 ５号 平成２６年度浅口市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 ６号 平成２６年度浅口市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 ７号 平成２６年度浅口市畑地かんがい給水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 ８号 平成２６年度益坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 ９号 平成２６年度浅口市工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 １０号 平成２６年度浅口市水道事業会計積立金の処分及び決算の認定について

発議第 ２号 浅口市議会会議規則の一部を改正する規則について（討論・採決）

発議第 ３号 浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

第５ 委員会付託（付託表のとおり）

第６ 請願・陳情上程（委員会付託）

請願第 ６号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、２０１６年度政府予算に係る意見書採択の要請について

陳情第 ６号 国民を戦争に駆り立てる国際平和支援法案と平和安全法制整備法案をただちに取り下げて、日本国憲法に基づいて武力によらない外交を推し進めるよう政府に求める陳情

１．本日の会議に付した事件及びその結果

日程第１ 一般質問

日程第２ 議案第６１号 平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

（上 程）

日程第３ 発議第 ３号 浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

（上 程）

日程第４ 議案質疑（一部討論・採決）

承認第 ８号 専決処分した事件の承認について（討論・採決）（和解及び損害賠償額の決定について）

（原案承認）

議案第５２号 浅口市立認定こども園条例の制定について（委員会付託）

議案第５３号 浅口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

(〃)

議案第５４号 浅口市税条例等の一部を改正する条例について

(〃)

議案第５５号 浅口市国民健康保険税条例及び浅口市介護保険条例の一部を改正する条例について

(〃)

議案第５６号 浅口市手数料条例の一部を改正する条例について

(〃)

議案第５７号 工事請負契約の変更について

(〃)

議案第５８号 平成２７年度浅口市一般会計補正予算（第２号）

(〃)

議案第５９号 平成２７年度浅口市介護保険特別会計補正予算（第２号）

(〃)

議案第６０号 平成２７年度浅口市工業団地開発事業特別会計補正予算（第２号）

(〃)

議案第６１号 平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

(〃)

認定第 １号 平成２６年度浅口市一般会計歳入歳出決算の認定について

(継続審査)

認定第 ２号 平成２６年度浅口市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(継続審査)

認定第 ３号 平成２６年度浅口市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

(〃)

認定第 ４号 平成２６年度浅口市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(〃)

認定第 ５号 平成２６年度浅口市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(〃)

認定第 ６号 平成２６年度浅口市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(〃)

認定第 ７号 平成２６年度浅口市畑地かんがい給水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(〃)

認定第 ８号 平成２６年度益坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(〃)

認定第 ９号 平成２６年度浅口市工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(〃)

認定第 10号 平成２６年度浅口市水道事業会計積立金の処分及び決算の認定について

(〃)

発議第 ２号 浅口市議会会議規則の一部を改正する規則について（討論・採決）

(原案可決)

発議第 ３号 浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

(委員会付託省略)

日程第５ 委員会付託（付託表のとおり）

日程第６ 請願・陳情上程（委員会付託）

請願第 ６号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、２０１６年度政府予算に係る意見書採択の要請について

(委員会付託)

陳情第 ６号 国民を戦争に駆り立てる国際平和支援法案と平和安全法制整備法案をただちに取り下げて、日本国憲法に基づいて武力によらない外交を推し進めるよう政府に求める陳情

(委員会付託)

１．出席議員（４番欠番）

１番 福田 玄
３番 佐藤 正人
６番 岡邊 正継
８番 桑野 和夫
10番 原 彰
12番 柚木 毅
14番 青木 光朗
16番 田口 桂一郎

２番 伊澤 誠
５番 竹本 幸久
７番 平田 襄二
９番 加藤 淳二
11番 中西 美治
13番 藤澤 健
15番 大西 恒夫
17番 香取 良勝

18番 井上邦男

19番 大西洋平

1. 遅刻または中途退場した議員の番号、氏名（なし）

1. 欠席議員（なし）

1. 地方自治法第121条の規定に基づく説明のため出席した者の職氏名

市長	栗山康彦	副市長	田村諭
教育長	中野留美	企画財政部長	秋田裕
生活環境部長	原田尚文	健康福祉部長	高倉道雄
産業建設部長	松田勝久	上下水道部長	垣内長
金光総合支所長	小西通夫	寄島総合支所長	大室清
教育次長	櫛田忠	会計管理者	畑良典
総務課長	笠原浩一		

1. 出席した事務局職員

議会事務局長	畝山善生	書記	園部智
書記	小橋史明	書記	奥原貴子

午前9時30分 開議

○議長（田口桂一郎） それでは、皆さんにおはようございます。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田口桂一郎） 日程1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

まず、8番桑野和夫議員、どうぞ。

◆8番（桑野和夫） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、マイナンバー制度についてお聞きをします。

これにつきましては、今月の広報あさくちに詳しく載っておりますが、議会放送をご覧の方にもわかりやすく、マイナンバー制度概要について説明をお願いします。

○議長（田口桂一郎） 企画財政部長、どうぞ。

◎企画財政部長（秋田裕） 失礼いたします。それでは、マイナンバー制度の概要についてお答えをさせていただきます。

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に１人１つの１２桁の個人番号をつけ、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、国民の利便性の向上を初めとして、行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤でございます。

具体的には、行政手続において、申請時の添付書類の削減など、国民負担の軽減を初めとして、行政機関や地方公共団体などでのさまざまな情報の照合、入力に要する時間、労力の大幅な削減、複数の業務の間での連携や作業の重複などの無駄の削減など、行政の効率化に大きくつながるものでございます。また、所得や他の行政サービスの受給状況の把握が容易となることから、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることが防止をされ、公平公正な社会を実現しようとするものでございます。

ことしの１０月から順次個人番号をお知らせをする通知カードが住民票の住所にある自宅に届き、その後申請をされた方には来年１月から個人番号カードが交付をされます。平成２９年１月からは国の行政機関等において、また同年７月からは地方公共団体において情報の連携が開始をされるという予定でございます。現在市においても、制度の稼働に向けて関係の条例規則の見直しや電算システムの改修の作業を進めているということでございます。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆８番（桑野和夫） 利便性をたくさん強調されましたが、情報が漏れて犯罪に利用される危険性、あるいはこのシステムがなくなっても住民生活への不都合は全くないなど、こういう意見もありますが、このあたりについてはどうお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（田口桂一郎） 企画財政部長、どうぞ。

◎企画財政部長（秋田裕） 犯罪に利用されるという危険性についてでございます。

新しい制度の実施に当たりましては、市民の皆様にも安全面について御心配はあろうかと思えます。番号法では、いろいろなリスクから特定個人情報を守るために、個人情報を各行政機関で個別に分散管理をしていくということとともに、個人番号の利用範囲や提供制限をするなど、特定個人情報の取り扱いに厳しい保護措置を定めております。また、国では不正を取り締まる第三者機関である特定個人情報保護委員会を設置をいたしまして、立入検査、指導、勧告等を行うことになっています。市でも、制度に対応したシステム改

修は予定どおり順調に進んでおります。

次に、住民生活への不都合は全くないという御意見についてですが、国では番号制度を、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤と位置づけております。例えば、先ほども申しましたが、利便性の例として、市民の方々が行政機関にいろいろな申請をする場合の添付書類の削減など、市民負担が軽くなるということもございます。公平公正な実現のために、市民生活の向上に寄与すべく、現在あらゆる角度で準備を進めているということでございます。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） もう少し具体的にお聞きをしたいと思います。

まず、国からの指示といいますか連絡といいますか、そのあたりの問題であります、通知カードは10月5日から地方公共団体情報システム機構から全国民、約1億3,000万人に書留で送られるというふうに聞いたりしますが、浅口市の市民にはいつごろ届くのか、連絡があったのかどうか。

それから、この発送については市は関与しなくてもよいのかどうか、お聞きをします。

それから、住所と登録地の違う人への対応やDVから避難している人などでの対応、この辺についてはどういう指示が来ていますか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎） 生活環境部長、どうぞ。

◎生活環境部長（原田尚文） 失礼いたします。通知カードの発送等についてお答えをいたします。

マイナンバーが記録された通知カードは、番号法の施行日であります平成27年10月5日において、住民基本台帳に登録されてる方に対して地方公共団体情報システム機構、J-LISといいます、そこから世帯単位、転送不要の簡易書留で送付されることになります。

送付期間は平成27年10月から12月までの間でございまして、今議員さんがおっしゃりました浅口市の市民にいつごろ届くのかということについては、現在のところまだ連絡はありません。

発送に係る市の関与につきましては、個人番号はその機構において作成されております、通知カードは機構から直接簡易書留で市民に発送されるということになりますが、差出人につきましては浅口市役所となっております、宛所なし、受取人不在などの通知カードは市に返送されることになります。返送された通知カードにつきましては、それぞれ本庁、金光、寄島総合支所でそれぞれ保管をいたしまして、返送リストの作成とか、転居や転出、死亡等の確認を行い、整理をしてから、可能な限り全ての通知カードが確実に御

本人に届くよう努めてまいりたいと考えております。

なお、東日本大震災による被災者で住所地以外の居どころに避難されている方、またドメスティック・バイオレンス、それから児童虐待等の被害者で住所地以外の住所に移動されている方、医療機関、介護施設、福祉施設等に入院、入所されていて、住所地に誰も居住していない方につきましては、居どころ情報の登録申請をしていただくことによりまして、住所地以外の居どころへ送付することも可能となっております。

この登録申請は、9月25日まででございますが、既に数件の申請を受けております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（**桑野和夫**） 大体わかりましたが、次に窓口の体制についてお聞きをしたいと思います。

通知カードが10月5日から届きますが、届く前とかあるいはそのカードが届いてから市民の方が窓口に来られたり、電話で通知カードがまだ届かないとか、あるいはどう使っていくのか、そういう等々の問い合わせが殺到する可能性があると思います。そのあたり、窓口の対応はどういうふうに対応される予定なのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎） 生活環境部長、どうぞ。

◎生活環境部長（原田尚文） 失礼いたします。市の窓口体制についてお答えをいたします。

通知カードの事務処理につきましては、専用窓口は設けず、現在の体制で職員が対応したいと考えております。この通知に伴って、市民の皆様から多くの問い合わせなどが想定されます。引き続き、周知、広報などを含めて、親切丁寧でわかりやすい対応に心がけ、事務手続を進めていきたいと考えております。

議員さんが言われました通知カードが届かないとかというようなお問い合わせにつきましては、その都度事情をよく聞かせていただきまして、丁寧な対応をしたいと考えております。

また、どう使うのかというお問い合わせにつきましては、通知カードは身分証明書としては利用できませんが、個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関等から個人番号の提供を求められた際に利用できることを説明し、あわせて個人番号カードの申請も御案内したいと思います。

なぜ送ってきたかというようなお問い合わせにつきましては、個人番号は番号法の第7条によりまして、指定して通知するものでございます。厳格なセキュリティーのもとに社会保障、税、災害対策の分野などにおいて御利用いただけることを説明し、御理解を得た

いと、このように考えております。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**）　窓口でも特別な体制はとらないということではありますが、通常の業務にあわせて特別な制度の対応があるわけですから、相当混乱することが予想されます。ぜひ職員とか市民の迷惑にならないように、場合によっては対応について検討するということが可能なかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎）　生活環境部長、どうぞ。

◎生活環境部長（原田尚文）　１０月から１２月に通知カードが送られてきます。この対応につきましては、今現在申し上げましたとおり、現在の専用窓口は、設けずやらせていただきますが、来年からの、１月から個人番号カード、この交付が予定されております。今議員さんおっしゃりましたように、大変混雑する可能性もございますし、その点を考えまして、今回の９月補正で一応臨時の職員の２人分をお願いしとりますので、それによって対応したいと考えております。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**）　１月からの予定はわかりますけども、１０月から１２月までに相当混雑した場合、特別な体制をとる場合があるのかどうかを確認したいと思います。

○議長（田口桂一郎）　生活環境部長、どうぞ。

◎生活環境部長（原田尚文）　今現在、１０月から１２月につきましては、特別な体制を考えておりません。混雑した場合につきましては、市民課が対応するようになると思いますが、その中で融通をきかしまして、それぞれ丁寧な対応に心がけたいと思っております。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**）　市民課対応するんでしょうけども、やっぱり相当来ると相当に大変なことになりますんで、ぜひ今後検討をお願いしたいと思います。

それから、制度に伴う財政の問題であります。この制度の導入によって地方自治体の財政負担はあるのかどうか。国の費用で全部対応できるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎） 企画財政部長、どうぞ。

◎企画財政部長（秋田裕） それでは、制度の実施に伴う地方自治体の財政負担についてお答えをさせていただきます。

まず、実施している事務につきましては、個人情報保護の対応、条例規則の見直し、電算システムの構築、改修、個人番号カードの交付等、大きく分けて４つございます。このうち、電算システムの構築、改修と個人カードの交付につきましては、業務の内容により補助率は多少異なりますが、いずれも国庫補助対象となっております。なお、これらの各事業費から国庫補助額を差し引いた一般財源部分につきましては、全額地方交付税措置がされるということとされています。

お尋ねの財政負担を今年度の予算ベースで申します。

まず、事業費全体としては２，７５７万６，０００円で、そのうち国庫補助金は２，３３万３，０００円、市の一般財源は４２４万３，０００円となっております。昨年度から実施しております制度でございますが、準備をしておりますが、２６年度の実質の一般財源の持ち出し額がございまして、７９５万円を合わせますと、市の持ち出し合計額は先ほどの予算と合計しまして、１，２１９万３，０００円の予定となっております、そのうち交付措置の関係は２７３万９，０００円の予定でございます。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**） それでは、この制度について、市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（田口桂一郎） 市長、どうぞ。

◎市長（栗山康彦） 制度の概要、市の窓口体制等につきましては、先ほど部長が申し上げたとおりでございます。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野におきまして、国民の利便性の向上を初め、行政の効率化とか、公平公正な社会を実現するための重要な社会基盤であるというふうに考えております。地方公共団体での情報連携は平成２９年７月から開始の予定であり、現在これに向け、電算システムの改修、関係条例、規則の見直し等、関連業務に

ついて鋭意実施をいたしております。

一方、個人情報流出の不安があるのも、議員が言われるように、事実であります。国では、特定個人情報保護委員会が行政機関や地方公共団体を管理し、またプライバシーを守るためのシステムや罰則も強化されます。浅口市でも、現在システムや例規整備等の作業も順調に進み、制度に対する職員の研修も9月中に開催する予定であり、個人情報への対策や業務の円滑な推進に努めております。来月からは通知カードの送付、来年1月からは個人番号カードの交付が予定されております。引き続き、周知、広報等を含め、制度の円滑な導入に向け、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（**桑野和夫**） ありがとうございます。この制度については、プライバシーの侵害や成り済ましなどの犯罪の危険性が高まること、そして税や社会保障の分野では徴税の強化や社会保障給付の削減の手段とされかねないなど、多くの問題があることを指摘して、次の質問に移ります。

次に、介護保険制度についてお聞きをします。

保険あって介護なしと言われ続けている介護保険制度ではありますが、平成27年度は4月からと8月からさまざまな改正が行われます。主な改正点について、まず説明をお願いしたいと思います。

○議長（田口桂一郎） それでは、2番目の介護保険制度についてお尋ねでございます。
健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄） それでは、平成27年度の介護保険制度の主な改正点についてお答えします。

平成27年度の改正は、低所得者の保険料軽減を拡充するとともに、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担を見直しているところが大きなポイントです。

平成27年4月に行われました改正点ですが、まず介護保険料の改正が行われ、浅口市の月額保険料の基準額は4,800円から5,300円になりました。また、特別養護老人ホームへの新規入所者の基準が変わりました。

続きまして、平成27年8月に行われました改正点は、利用者負担の見直しです。

まず、65歳以上の一定以上の所得のある方は、介護サービスを利用したときの負担割合が2割になりました。市では、要介護認定者に対し、1割負担か2割負担がわかるように介護保険負担割合証を発行しています。

次に、施設入所等に係る費用のうち、食費と部屋代の軽減についての補足給付の見直しです。

施設入所等の食費と部屋代については本人による負担が原則ですが、低所得の方については食事と部屋代の負担軽減を行っています。在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性をさらに高めるため、食事と部屋代については、住民税非課税世帯であっても、配偶者が住民税課税者の場合や預貯金等が一定額を超える場合は、食費と部屋代の負担軽減の給付の対象にはなくなりました。

以上が平成27年度の4月と8月に行われた改正点でございます。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆8番（**桑野和夫**）　ただいま平成27年度の改正点について説明がありました。

私はこれまでも何回か質問しましたが、今回の介護保険制度の見直しの最大の焦点は、要支援の保険外しだと思っています。これまでの全国統一の介護保険給付から市町村の新総合事業へ移行をさせるというものでありまして、そして国はボランティアによる互助サービスを推奨をしています。

しかし、高齢者から全体として高い介護保険料を取りながら、一方で自助、自立と、それから助け合いボランティアをつけるやり方には多くの人が疑問を持っております。同時に、私はボランティアを否定するものではありませんが、現行の介護保険サービスの代替えとなるような住民主体のボランティアなど多様なサービスが作り出されるかどうか非常に疑問であります。このことについては、今回の質問の中心ではないので、今回につきましては、8月の変更の一つであります補足給付の申請要件の変更について質問をしたいと思います。

先ほど説明がありました、老健や特養など介護保険の施設を利用する場合は、利用する住民税非課税世帯の人には食費や住居費の負担を軽くする補足給付という制度があります。これまでは世帯の収入のみによって決まっていた減額が、この法の改正によって8月からは預貯金まで判定の対象となるようになっております。単身で1,000万円以上、夫婦で2,000万円以上の財産があると減額が受けられなくなるというふうになっております。これは、預貯金のほかに株やたんす預金まで含まれ、減額の申請時には証明のために通帳のコピーまで提出をしなければなりません。利用者、家族の方からは、個人でためたものまで出すというのか、あるいはそこまでプライバシーを出したくないという声が聞かれ、申請を辞退する、そういう動きも一部にはあります。浅口市では、この変更についてどう対応されたのか。また、8月以降この補足給付について何人が申請して、何人が該当したのかどうか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田口桂一郎）　健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄） 失礼します。それでは、補足給付の申請要件の変更についてどう対応したかということについてお答えします。

市では、施設入所等の食事や部屋代の負担軽減の対象者に対しまして、７月１日に更新申請書を郵送し、申請により認定した方には決定通知書とともに介護保険限度額認定証を発行しました。

先ほど８月以降というふうに言われたんですけど、７月１日から８月１日までの期間におきまして、申請件数は３４２件で、そのうち３２２件を認定いたしております。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆８番（桑野和夫） ３４２の申請に対して、３２２件が許可になったということで、２０件分が非該当ということでしょうけども、この主な理由がわかれば教えてください。

○議長（田口桂一郎） 健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄） この２０件のうち、今回の改正によりまして対象外となった方、つまり預貯金等で、こういった方は１１件ございました。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆８番（桑野和夫） この申請ですけども、今年既に終了してると思います。しかしながら、毎年この申請をする必要がありますが、今後窓口で申請者に対して過度な対応をしないようにお願いしたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（田口桂一郎） 健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄） 申請を受ける窓口対応についてお答えをいたします。

今回の国の制度改正につきましては、職員間でしっかりと制度を理解するための勉強会も開催し、窓口対応に備えました。一番慎重に行いましたのが、申請書の裏面にあります同意書の記入です。これは、銀行等に対しまして、本人またはその配偶者の預貯金等の報告を市が銀行等に求めることができるという同意書でした。申請される方の中には、個人の預貯金まで確認するのはプライバシーの侵害ではないかという声もあったことは事実でございますが、その場合は丁寧に制度を説明し、最終的には同意書に署名をしていただき

ました。

また、今年度の更新申請につきましては終了いたしました。新規の申請につきましては随時受け付けしておりますので、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**）　ぜひ丁寧な対応をお願いしたいと思いますが、もう少し具体的にお聞きします。

７月１４日の参議院の厚生労働委員会で、日本共産党の小池議員がこの問題で質問をしています。

政府の答弁を紹介します。

小池議員が、行政が丁寧に対応して、本来受けられる人が外されることのないような手当てを尽くすべきだと質問をし、これに対して塩崎厚労大臣は、通帳の写しの提出が難しい方には市町村が手続の相談に丁寧に対応していくことが必要と答弁しています。そして、国の老健局長からは、通帳の写しが用意できない事情がある場合、わかる範囲で一旦支給決定をすることは可能、それから口座などの存在を忘れていて、申告漏れがあった場合には加算金を適用することは想定をしてない、このように答弁をしていますが、浅口市ではこういう立場で対応されていたのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎）　健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄）　失礼します。申請時における通帳等の写しの用意ができない場合の対応についてお答えいたします。

今回の更新申請におきましては、御質問に該当するような相談はありませんでしたが、今後そのようなケースが発生した場合は相談内容に応じた適切な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**）　ぜひ行政が丁寧に対応して、本来受けられる人が外されることがないような手当てを要望したいと思います。

介護保険制度について、市長の答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎）　市長、どうぞ。

◎市長（栗山康彦） 介護保険についてお答えをいたします。

市は、介護保険法に沿って市介護保険事業計画を確実に実施をしまして、市民の皆様が生涯にわたって安心して暮らせるように努めております。市民の皆様への対応につきましては、親切丁寧にということ徹底するように日ごろから職員に対して指導をいたしております。このたびの制度改正に伴い、市民の皆様が不利益をこうむらないように、また混乱が起きないようにさらに徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（**桑野和夫**） ありがとうございます。安心して老後が過ごせるような介護保険制度になるように、必要なら浅口市からも国にさまざまな要望を上げてほしいということ求めて、次の質問に移りたいと思います。

次に、鳥獣被害防止対策についてお聞きをします。

イノシシなどによる鳥獣被害が深刻になっており、最近では被害の範囲も拡大をされており、金光町でも占見地区や佐方地区などでも被害があった、こういう話を聞いております。私は、この件ではこれまでに数回質問をしておりますが、防護柵の設置の長さの要件を100メートル以上から50メートル以上に緩和をしていただくなど、利用しやすくなっており、こういう点では感謝を申し上げたいと思います。

さて、質問であります、防護対策に入る前に1点確認をしておきたいと思います。

今年7月に静岡県で電気柵による死傷事件が発生をし、電気柵を設置している方は感電防止のための適切な措置を行うようになりました。

そこでお聞きしますが、浅口市内で電気柵を設置している件数とその安全対策についてどのようになっているのかお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田口桂一郎） それでは、3番目の鳥獣被害防止対策についてのお尋ねでございます。

産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久） それでは、電気柵の安全確保の徹底ということでお答えをいたします。

今現在でございますけども、浅口市のホームページに設置者に対して感電防止のための適切な措置を求める記事を掲載をいたしております。また、これは市報の8月号の配布にあわせまして、そのときに同時に電気柵の安全確保の徹底を呼びかけるチラシというのを全戸配布をいたしております。お手元に持たれてる黄色のものでございます。これにより、

設置者はもとより一般市民の方にも注意喚起を行ったと、こういうふうに思っております。

それと、８月でございますけども、これは国、県の事業で設置された電気柵の設置状況調査というのが全国的に実施をされました。浅口市では、国、県の事業による設置事例はございませんでした。また、市独自で補助事業で設置した電気柵がございます。これ、１９件ございますけども、これは現在では、現地を全部確認いたしまして、から必要な指導とか点検を完了しております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**）　電気柵の事故対策については、行政としても万全の対応をしてほしいと思います。

次に、この被害防止対策についてお聞きをします。

岡山県もこの鳥獣による被害防止には力を入れておりますが、県の制度としてどういうものがあるのか。また、県の制度について、浅口市等の利用はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田口桂一郎）　産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久）　県の制度でございます。

県の制度は、まず駆除班に対する補助金ですとか、それから実際にイノシシ等を捕獲したときのそれに対する費用、奨励金ですとかがございます。今現在浅口市では、駆除班に対する活動の奨励金の補助金ですとか、それから保護柵と申しまして実は捕獲するおりでございますけど、その設置の補助金ですとか、浅口市で導入可能なものについては全て利用をさせていただいております。今後も利用できる制度は利用するという姿勢で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**）　ありがとうございました。

次に、浅口市独自の制度についてお聞きをします。

まず、確認をしたいんですけども、防護柵設置の補助制度であります。長さの要件、５０メートル以上という要件については、既存の柵があつて、その既存の柵に追加をして、新たに５０メートル以上の長さで立つ場合は該当になるという判断でよろしいでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎） 産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久） おっしゃってることが、一つの事例として捉えさせていただきますと、一つ既存のもの以外のところから進入とかというのが確認されたんで、それを伸ばして、その伸ばした部分が先ほどおっしゃった５０メートル以上あるんで、それは該当になるかと、こういうことだと思います。それは、オーケーだとは思いますが。

ただ、一応設置される方のどういう意図があるのかとか、それから現地確認とかというのをさせていただいて判断することだと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**） 確認をさせていただきました。今後とも県の制度、そして市の制度をしっかりと改善もしていただき、広報もしていただき、少しでも被害のないような有効な手段が講じられますよう一層の充実を求めたいと思いますが、見解をお願いいたします。

○議長（田口桂一郎） 市長、どうぞ。

◎市長（栗山康彦） それでは、鳥獣被害防止対策についてお答えをいたします。

イノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害は、浅口市内でも年々増加の傾向にあります。ことしも市民の皆様から多くの駆除依頼が市に寄せられているほか、防護柵設置補助金についても多くの方に利用していただいております。静岡での電気柵の事故は大変痛ましいものでしたが、電気柵は適切に設置し、管理すればとても有効だと聞いております。今後こうした事故が起きないように、引き続き安全対策の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

岡山県事業の利用につきましては、既に幾つもの事業を導入しており、今後とも市民の皆様と浅口市にとり、有利である制度は積極的に取り入れていきたいと考えます。

市の独自制度につきましては、県内の他の市町と比べて充実した内容になっていると考えますが、今後の被害状況や対策の効果等を見きわめながら必要な改善を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**） ありがとうございました。

次に、買い物難民への対応についてお聞きをします。

商店街の衰退もあり、極端な例ではありますが、たった１丁の豆腐を買うためにタクシーに乗っていく、こういう事態さえ生じており、それは高齢者にとって死活問題であります。

免許の保有率について、最近の調査を見ますと、７０歳から７４歳の場合、男性が８０％、女性が３０．１％、それから７５歳から７９歳の場合の免許保有率は、男性が６５．９％で、女性が１４．１％であります。そして、８０歳以上の保有率については、男性が４０．４％で、女性が３．０％でありまして、特に高齢者になるにつれて免許の保有率が低くなってまいります。そして、買い物の担い手であることが多い女性では極めて低くなりますから、足の問題は高齢者にとって切実な問題となっております。加えて、高齢化が進み、高齢者のひとり暮らしもふえており、早急な対応が迫られていると思います。市としてこういう問題についてどういう認識を持たれとるのか、まずお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田口桂一郎） それでは、４番目の高齢者のひとり暮らしもふえ、買い物ができないという問題についてのお尋ねでございます。

健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄） それでは、現在も多くの商店が衰退し、ひとり暮らし高齢者等の買い物難民がふえていることに対しまして、どういう認識を持っているかということについてお答えします。

浅口市では、平成２７年から２９年の介護保険事業計画を策定するために、平成２６年３月に６５歳以上の高齢者２，５００人に対し、アンケート調査を行いました。その調査結果から、自分で買い物をしていると回答した方は７７．８％、自分で買い物はできるけどしていないが１１％、自分で買い物ができないと回答した方が６．９％ありました。そして、自分で買い物はできるけどしていないまたはできないと回答した方に対し、それでは誰が買い物をするかについてお尋ねしたところ、同居または別居の家族が７９．９％で、それ以外のヘルパーとか配達等を利用している方が４．９％、回答のない方が１５．２％でした。

浅口市のひとり暮らし高齢者世帯は、現在住民基本台帳上ですが、２，３００世帯あります。年々増加の傾向にありまして、地元の民生委員さんであるとか、福祉委員の方に定期的に安否確認に行っていただいております。何かあれば市の包括支援センターのほうに御連絡をいただいております。また、バランスのとれた食事の提供とともに安否確認を業者に委託する配食サービスも行っております。現在８８名の方が登録されており、昨年は５１名の方が利用されました。そして、浅口市が先進的に導入した高齢者支え合いサポーター事業では、生活支援サービスとして買い物代行の支援も行っております。

高齢者を取り巻く環境は年々厳しいものになっておりますが、支援が必要な高齢者の把

握をしっかりと行い、適切な支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（**桑野和夫**） さまざまな取り組みについて御紹介がありましたが、私はこの買い物難民の問題解決には大きく言って2つの方法があると思っております。

1つは、安否確認とあわせての地元商店街などと連携しての宅配サービスの拡大であります。

例えば、福岡県福津市では、市内の大型量販店が次々と進出する中で、既存の商店をめぐる環境が厳しくなる中、活性化策として市の関係課が商工会、JA、漁港などと協議を重ね、宅配サービスとして買い物支援を実施をしております。なお、配送については、高齢者の就労支援のため、シルバー人材センターを使っております。これが1つ目。

そして2つ目は、買い物はできれば直接商品を見て買いたいというものがありますから、高齢者を直接商店まで移送する方法であります。

これも地元の商店街の活性化対策の実施になりますが、例えば日曜日にはふれあい号が運行しておりませんから、これなども利用しての実施を含めて何らかの策でお願いしたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（田口桂一郎） 健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄） それでは、安否確認とあわせて地元商店街と連携しての宅配サービスの実施についてお答えします。

地元商店街と連携しての宅配サービスの実施について、ただいま議員さんから御紹介いただきました福岡県の福津市では、駅前商店会とシルバー人材センターが協力してイロイロお届け便という宅配サービスを実施しております。直接電話注文によりまして、2,000円以上の注文をすれば無料で配送していただけるという事業です。配送車につきましては、市が県の補助金で購入し、配送を担当しているシルバー人材センターの人件費とガソリン代等を商店会に助成しているとのことで、利用については現在1日に2から3件ということでした。

浅口市内におきましても、宅配サービスを行っている商店はあるようですが、個人商店では宅配を行うと店を閉めなければならないとか、採算が合わないなどの理由で断念しているという声も聞いています。福津市のように市が配送車や助成金を出して宅配サービスを行うことは、それを行う商店の採算性や利用者の面からも効果が見込めないと考えております。

次に、定期的に高齢者を商店やスーパーまで輸送する方法の実施の中で、ふれあい号を

日曜日等で使用してはということについてお答えします。

現在市では、高齢者の方などが病院への通院や買い物をするなど日常生活を支える交通手段として、市営バス浅口ふれあい号を運行しております。市内６路線を、金光、鴨方、寄島、それぞれ週２回、月曜日から土曜日に運行しております。各地域と市内の病院、官公庁、スーパーマーケットなど主要施設をきめ細かに結ぶことにより、自動車の運転が困難な高齢者の方々の日常生活に不可欠な移動手段となっており、利用者も年々ふえております。

日曜日の運行という御提案ですが、現在の運行日に御利用いただければありがたいと考えております。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　ぜひ今後検討をお願いして、市長の見解があればよろしく願います。

○議長（田口桂一郎）　市長、どうぞ。

◎市長（栗山康彦）　高齢者の買い物についてでございますけども、まず宅配サービスによるひとり暮らしの高齢者の見守りについては、９月２４日に生活協同組合おかやまコープと高齢者の見守りと災害時における救援物資の提供について協定を結ぶことになっております。おかやまコープは宅配サービスを行っておりまして、高齢者の見守りにおいて大変有効であるというふうに考えております。また、他の大手スーパーからも宅配サービス時における高齢者と子供の見守りについての御提案をいただいております、今後検討していきたいと思っております。

そして、高齢者の方が買い物へ行くための足としては、市営バス浅口ふれあい号を利用していただきたいと考えております。ふれあい号は、公共交通機関として買い物に行かれるときや病院に行かれるときに利用していただくために導入し、現在利用率は県下で一番となっております。

また、地域の皆様で助け合いの気持ちを持って、例えばスーパーに買い物に行くけど一緒に行かないっていうような声かけを御近所のひとり暮らしの方にしていただくことができれば、地域のきずなも深まり、いざというときにお互いが助け合う地域になっていくのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（桑野和夫） ありがとうございます。コープなどとの連携については、積極的に進めてほしいと思います。

それでは、最後の質問に移させていただきます。

J R金光駅の改札についてお聞きをします。

私は、以前から既存の改札口を改良してのJ R金光駅の改札の実現について繰り返し要望してまいりました。現時点での南口の改札を含む整備についてどういうふうになっているのか、お聞きをします。

また、費用はどれくらいの予定で、財源についてはどうなるのかお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田口桂一郎） それでは、５番目のJ R金光駅の南口の改札についてのお尋ねでございます。

産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久） それでは、現時点でJ Rの南口改札を含む構想についてお答えをいたします。

金光駅は、浅口市の東の玄関口でございます。金光地域におけるにぎわいの拠点であると、こう思っております。駅及び駅周辺の整備につきましては、地域の中心となる拠点の整備として、これは新市建設計画ですとか総合計画、また都市計画マスタープランに位置づけられております。現在、南口に求められる機能を整理いたしまして、J R西日本ほか関係機関等と協議を進めているところでございます。待合所の設置でございますとか、それから自動改札口の常設、自動車で送迎が可能なロータリーの設置、ゆとりある空間の整備、またタクシーの待機場所の設置、それから既存の駐輪場の集約等を検討しております。

また、車が乗り入れますので、新たな車両の往来が発生します。現在の徒歩とか自転車による通勤、通学者との間で通行の流れが錯綜が懸念されますので、周辺道路の交通規制、誘導等もあわせて今検討しているところでございます。

それから、事業費についてですが、これは以前から検討の内容ずっと変わっておりません。細かいところが出ておりませんので、以前発表させていただきました総トータルで６億円程度とかなというのが、そのまままだ変わっておりません。

それから、もう一つは何でしたか。

（８番「財源」の声あり）

財源のほうはこれは合併特例債のほうを使用してやらせていただこうと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　ＪＲとの協議が一定進んでるようでありまして、水を差す気持ちはありませんが、南口の一定の規模の開発については市民の意向がどうなのかは気になる所でございます。

例えば、平成２１年６月に浅口市が業者に委託して、通勤者に対して金光駅周辺の整備におけるアンケート調査を実施をされております。ここにその結果がありますが、金光駅の南側からの直接駅構内への改札口の設置については、２６９人のうち１６５人が設置すべきというふうに答えられておりまして、これは多くの方が望んでいるというふうに思います。

それで、自由意見というのがありまして、例えば南側の道路を整備する必要があるというふうに答えられた方がいます反面、鴨方駅のような大がかりなものでコストがかかることは望みませんか、あるいは鴨方駅を橋上駅にするのに、金光駅も改良する財源があるのか、起債をせずにできるのか。それから、都市計画の策定から工事になると相当な年数がかかるので、現在でも南口に旧改札跡があるので、これを利用すれば便利になると、さまざまな意見がありまして、業者の考察というのがありまして、総括として全体的には住民の方は費用が大きくかかる事業内容を望んでなく、人のサービスを期待してることを感じると。例として、南口改札口の改札は、南口広場を含めた改札などの大きな内容を望んでおらず、自動改札口の設置と防犯をふやすとの意見であると、こういうふうに業者はまとめられておりますが。

そこで、提案であります、南口の改札をまず優先的に実施をして、利用状況や実施をした後の市民の意向を聞いて、第２段階で必要な開発をしてはどうかと思います。そのほうが場合によっては費用を安く、少なく済みますし、効果的なものができると思います。その辺、どういう見解か、お願いをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎）　産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久）　南口の改札をまず実施して、その後いろんな要望を聞いて、２段階で開発ということでございます。

この南口の改札をあけるということに関しまして、金光駅南の開発という事業でございますけれども、これは市の意向だけでなかなか実施できません。というのは、当然地権者であり、また整備後に発券機ですとか自動改札機を管理運営するＪＲ側の意向を踏まえた必要が当然ございます。今ＪＲとの協議の中で、先ほど申しましたような整備を検討していると、こういうことでございます。これを全部やっていこうと、こういうことでございます。

それと、先ほど申しましたけれども、合併特例債の活用を見込んでおります。この合併特例債は、平成２３年度までということに期限が切られておりますので、そのことを踏まえ

ますと、段階的な開発を前提として、平成３２年度です、済いません。平成３２年度までであるということですので、段階的な開発を前提とした場合、期限内で完了することが困難かなと、こう思われております。

以上のことから一どきに実施していきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**）　合併特例債の話が出ましたが、この特例債といえども借金には変わりはありません。５％分は市費でありますし、９５％のうち７０％分は交付税措置であります。措置ですから、全体として交付税会計が悪化をし、それから交付税の仕組みが悪くなれば、当然これだけの実入りがあるとは限りませんので、十分注意をして進めてほしいと思いますし、やる場合は徹底して無駄を省いてコストを抑える、そういう方向で努力をお願いしたいと思います、答弁をお願いします。

○議長（田口桂一郎）　産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久）　徹底してコストを抑える努力につきましては、これは議員御指摘のとおり、重要であると思っております。事業の実施に当たりましては、そのコスト面の検討を含めまして適切な工法を選択していきたいと、こう思っております。

ただ、金光駅は、１日５，０００人以上の方が利用する市内でも有数の結節点でございます。また、全国から訪れる数万人の来訪者の方に対する市の顔でもございますので、交流と観光の拠点ともなり得る施設であると、こう考えております。このようなことから、コスト削減の意識とともに定住や町のにぎわい創出を意識した視点も持ちながら、あわせて事業計画の精度を高めていきたいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**）　ありがとうございました。市長にお聞きをしたいと思いますが、隣のＪＲ倉敷駅の開発の是非がいろいろ議論をされております。市民の願いに沿った形の金光駅にしてほしいと思いますが、市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ、市長。

◎市長（栗山康彦）　それでは、南口の改札についてお答えをさせていただきます。

金光駅は、本市の東の玄関口、にぎわい創出の拠点であります。待合所や自動改札、そしてロータリーなどを設置し、利便性を確保する構想で、ＪＲほか関係機関と今現在協議を進めているところであります。

駅前という性質を持つ場所に求められる機能を精査いたしまして、議員の言われるように、コスト抑制とそれから拠点としての機能強化のバランスに留意をしながら合併特例債の期限内で整備を行いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（田口桂一郎）　御苦労さまでした。

それでは、休憩に入ります。

午前１０時２５分　休憩

午前１０時４０分　再開

○議長（田口桂一郎）　再開します。

次に、１番福田玄議員、どうぞ。

◆１番（福田玄）　１番福田玄でございます。

今回の一般質問、最終バッターということで、真摯な御答弁よろしくお願いをいたします。

それでは、まず初めに地方創生の施策についてお伺いをいたします。

初日から先輩議員の質問の中にも地方創生について、そして国会の議論もある程度終局をして、今度は実行の段階に入っているというふうに認識をしております。その中で、全国るる地方ございますが、浅口市における、現在総合戦略を策定中かと思いますが、浅口市の、市の総合戦略の独自性というものについて、これはどういったところを独自性と捉えて策定をされていこうとされているのか、お答え願います。

○議長（田口桂一郎）　それでは、福田議員の１番目でございます。地方創生の施策についてのお尋ねでございます。

企画財政部長、どうぞ。

◎企画財政部長（秋田裕）　それでは、浅口市の総合戦略の独自性についてお答えをさせ

ていただきます。

浅口市には、まず災害が少ない、豊かな自然に恵まれている、交通の利便性が高い、豊富な地域資源など数多くの特性や強みを持っております。また、これは今般実施をいたしました市民アンケートや、市民のワークショップを行いました、そういった中でも市民の方々が考える住みよさの条件として大いに重なっております。今後まち・ひと・しごと創生に取り組んでいく上で、その特性を生かすことが重要でございます。浅口市では、これまでも市民の安心・安全に関することや子育て支援に関すること、地域産業の振興に関すること、未来を担う子供たちの教育に関すること、さまざまな施策を推進をしてまいりました。

このたび策定する総合戦略においても、浅口市の特性、強みを最大限生かし、議員の皆様を初め、市民の皆様の意見は幅広く取り入れて、まず雇用の創出、新しい人の流れ、結婚、出産、子育て、時代に合った地域づくり、この４つの基本目標を掲げまして、持続可能な住みよい町をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆１番（福田玄）　これは、市長が初日におっしゃられたことの中にもあった内容をもう一度教えていただいたような気がするんですが、部長、長年この町に住まれてて、どうでしょうか、この住みよさ、災害が少ない等々おっしゃられましたけれども、個人的に３つぐらい上げるとしたらどういったところが、やっぱりこの町いいな、住みやすいなとお考えでしょうか。

○議長（田口桂一郎）　企画財政部長、どうぞ。

◎企画財政部長（秋田裕）　個人的ってお話がありましたが、私がもうずっとこの町に住んでいますし、就職も市役所にさせていただいておりますが、大変住みよいというのは、やっぱり自然だと思います。それは、どこの町にも負けない山間部から田園地帯、海のある町、これは大きい小さいの町にいろいろ差はあるかも知れませんが、コンパクトな町の中にそういった自然があるというのは恵まれているなというのは感じております。

それと、やはり交通機関の発達や地域に、近隣にある程度の大きな都市があるということ。会社員が勤めやすく、また市内の地場産業の育成にも関係してるというようなことでありますので、これからの雇用は大きな課題ではありますが、そういった地域性というのは大事にしております。

そして、何よりも子供たちが将来を担っていくための、若者や教育、そういった方向での施策の充実、市長も施政方針でありましたが、充実している町だなと思っております。

ので、そういった方々を中心に今後も呼び込むためにも、しっかりそういった施策も充実させていかなくちやいけないかなということで、住みよさは大変すぐれているとおります。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆１番（福田玄）　ありがとうございます。そういった形の住みよい町なんだなということをも私も常々思っているわけではありますが、やはりこれからの時代、さまざまな施策を行っていく上で選択と集中ということがあると思います。

確かに、４つの柱の中、雇用、働く場所、これは本当に全国的にも地方に働く場所がないから帰ってこれないという話があるわけではありますが、今御答弁の中にもありましたように、近隣にそこそこの大きな町、具体的に言えば倉敷である、福山である、ちょっと行けば岡山であるとか、新倉敷から新幹線に乗れば、広島も通勤圏内ではないというような部分があるわけがあります。そういったところに、ある意味では雇用を今までも依存をしてきましたが、そこの住み分けという意味では、住みよさということをもっともっと強調して、あの町に住んでみたいのと、仕事がなくとも倉敷に働きに行けるな、福山に働きに行けるなと、そういう意味でもっと独自性ということを考えてときにフォーカスをして、総花的に確かにさまざまなことを盛り込まれる部分があるとは思いますが、もう少し集中をして、突出したものというもの、これだけはまさっているというものを総合戦略の中に入れていただきたいなというふうに思うわけがあります。

もう一つお聞きいたします。

地方版総合戦略、この戦略を今策定中ではありますが、当初国から示された予定の期日というものがあったと思います。その後、この期日が前倒しすることによって幾つかのメリット、例えば財政の措置、そういったものの提示があった、それにあわせて期日を変えているというところがあると思いますが、その件について、当初の期日、そして前倒しでなければいけなくなった期日等、お答えいただけますでしょうか。

○議長（田口桂一郎）　企画財政部長、どうぞ。

◎企画財政部長（秋田裕）　まずは、地方版の総合戦略については、国は地方自治体に対しまして平成２７年度中の策定を求めています。現在でもそのようになっております。

浅口市においては、当初は本年の１２月に策定を考えておりました。その後、本年１０月末までに策定を前倒ししたという経緯がございます。今、その目的、期限に対して策定を実施しております。策定期日を前倒ししたことにより、国の地方創生の先行型上乗せ交付金１，０００万円が措置されるということの条件でしたので、その１，０００万円の交

付金を、大変高額なお金でございますので、私たちのほうはそれに向けて一生懸命策定することによっていいものがいただけるということならば頑張っていこうということで、10月に前倒しをしたわけでございます。

内容についてはまたこの後で、失礼します。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆1番（福田玄） ありがとうございます。12月、さらには27年度中にまずは策定しなさいと。その中で、浅口市としては12月までに頑張ろうと思ってたところ、1,000万円という財源が示されて、10月末までの策定ということになったということです。

その1,000万円の財源はどういったことに使われる予定でしょうか。

○議長（田口桂一郎） 企画財政部長、どうぞ。

◎企画財政部長（秋田裕） それでは、その交付金を活用した内容について御説明をいたします。

まず、タイトルといたしましては、天文のまちあさくち活性化事業、これを実施する予定といたしております。この内容につきましては、3.8メートルの京都大学の新天文台が今後設置されるのにあわせて、この宇宙一の望遠鏡を既存の国立天文台や岡山天文博物館などとともに浅口市の対外的PRの中心的な存在と位置づけまして、交流人口の増加、市民の郷土愛の醸成、ひいては定住促進の関係の浅口市への新しい人の流れ、こういったものをつくり出していこうという、いわば起爆剤ということになります。

具体的には、新たな観光資源として天文に関連する浅口土産の開発に向けた事業を実施いたします。そのほか天文に関する観光及び情報発信の拠点であります岡山天文博物館の機能強化として、展示品の更新等を行いたいと思います。

なお、当初予定より策定期限を2カ月前倒ししたわけでございますけれども、策定過程における審議会の開催や市民や議員の皆様から御意見を聞く機会などは計画どおり進んでいるということも加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆1番（福田玄） その1,000万円を使って天文台、今度3.8メートルの新しいものも来ると、その発信力を強化しようということでもあります。

しかし、少しゆっくり冷静に考えていただきたいと思うのは、去年の年末ごろから地方創生をやりなさいよという国の方針が出てきて、それを提示されて策定を始めました。

その期間が１０カ月、その１０カ月のうちしっかりと議論ができて、いろんな人の意見が聞けたという期間というのは実質半年程度じゃないかなと思うんです。やはりその計画というものは、２０６０年まで長いスパンで人口をどうする、そしてこの町をどうしていくということを考えなければいけない。

その計画を半年でつくって、そしてこれは１，０００万円がもらえるから早めたという部分も確かにあると思うんです。ある意味では、この１，０００万円とその長い長期にわたっての浅口のまちづくり、じっくりと考えて、しっかりと考えて、皆さんの、多くの市民の意見を聞いて策定していくべきだと思うんですが、悪い言い方をすれば、１，０００万円というニンジンがぶら下げられて、そして確かにお金は大切です。今、地方財政厳しいです。しかし、この１，０００万円がなかったらやったかどうか、この今の天文台の事業をです。

ここの事業については、こういったものがやりたい、これにお金が欲しい、だから１，０００万円が入ってきたというのが本当だと思うんです。１，０００万円をもらって、やっぱり事業やんなきゃいけない、そして事業を天文台があるから、これはずっと市長もおっしゃって、天文台を中心という、活性化のことをおっしゃってはいますが、できることを何でもやったらいいとは思いますが、もう少しじっくり腰を据えて、何かもらえるから、それにあわせてじゃなくて、この町のもうちょっと中期、長期の未来のビジョンを見据えながらやっていただきたいなというふうに思っております。

次に行かせていただきます。

プレミアム商品券の発行事業についてです。

これも地方創生の施策の一環として行われております。この議会の中での話の中で、５，０００セットを追加で販売するというお話もありましたが、現時点での評価はいかがでしょうか。

○議長（田口桂一郎） 企画財政部長、どうぞ。

◎企画財政部長（秋田裕） 失礼いたします。まず、現在の評価についてお答えいたしますが、セット数が今販売をしておることがあるので、その実績等も含めて説明させていただきます。

まず、全部の販売数は、２万５，０００セットに対しまして、第１次でございますが、申し込みが１万９，４８３セットございました。その結果、約５，０００セット残っているということでございます。９月２０日には第２次の販売として金光公民館で販売場所を決めまして、追加販売も行います。地域の消費喚起のために多くの方の御利用をいただきたいと思っております。

その評価という点についてですが、こういった５，０００セットをあと売ということの内容の次に来るもんだと思うんですけれども、まず購入者に対しましてその都度アンケ

ート用紙をお配りをしております。このアンケートの結果から、本事業の効果、検証を行っていきたいと考えておりますけれども、集計がまだ集まっておりませんので、できておりません。皆さんがどういうものに幾ら使われたか、あるいは経済効果や地域の消費喚起が、どのように浅口市が实际的に分析されるのかということとはもう少し時間かかろうと思いますので、そういったものが結果として出ましたら、また今後機会を見て報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆1番（福田玄）　ありがとうございます。評価というのはなかなか難しいところがあるわけではありますが、ただよその、実際これ全国津々浦々プレミアム商品券、今回やりました。同じやった町の中でも、何時間で売り切れたとか行列ができて買えない人がいたとか、そういう事例もあるわけですよ。そして、浅口市においては、これがやはり残ってしまったと。追加で販売しなければいけないということは、どこが課題があったのか。お金を税金を使って事業をやるわけですから、そこに関してはしっかりと消化がされて、そして地域の地元の地場の商店にしっかりとお金を落としていただける、そういう仕組みをやはりつくっていかねばいけなかったんじゃないのかなと。今後同じような事業が行われるかどうかということはわかりませんが、もしも再度こういった事業があった際には、今回のことをしっかりと教訓にできるようにしなければならないと思います。

その中で1点、これは申し添えておきたいのは、購入された方のアンケート、私も見ました。こういった内容で、どう使いましたか、さまざまな回答欄ありました。しかし、今回残ってしまったということは、購入をされていない方がどうして買わなかったのか、買えなかったのか、そのこともしっかりと振り返るべきだと思うんです。そういう意味では、購入された方はもう自分が往復はがきを買って、申し込んで、買われているわけですから、それだけの労をとって購入されているわけですから、そうじゃなかった方がどうして、どういう魅力がなかったのか、買い方が悪かったのか、プレミアム率がもっと大きければどんどん買ってくれたのか、そういったことを含めてやっていただきたいと思うわけでございます。

総括して3つほど聞きましたが、市長の御所見ございましたらお教えてください。

○議長（田口桂一郎）　市長、どうぞ。

◎市長（栗山康彦）　それでは、地方創生の施策ということでお答えをさせていただきます。

現在策定を進めております浅口市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、担

当部長が申しましたとおり、浅口市の特性それから強みを生かすことが重要であろうかと思えます。

浅口市の特性、強みっていうことも、あえて具体的に申し上げますと、まず晴れの国岡山県にあって、とりわけ晴天率が高く、気候も温暖で災害も少なく、この特性が日本中で浅口市に国立天文台及び京都大学の新天文台が設置されるという、天文のまちあさくちにつながっていくことは言うまでもないと思っております。

そして次に、浅口市の豊かな自然、これは住む人に安らぎと癒やしをもたらすことに加えまして、手延べ麺産業それから日本酒あるいは寄島の水産業など個性豊かな独自産業、特産品を生み出しました。ほかにも磨けば光る地域資源が数多くあるというふうに思っております。

それから、高速道路のインターチェンジやJRなどの交通の利便性も高く、中核的な都市である岡山、倉敷、福山にも隣接している上、総面積66平方キロメートルというコンパクトな地区であるため、どこに住んでも中心市街地へのアクセスが容易であるという、こういう生活基盤も整っているという。

私は市長就任依頼、市民の皆様に住んでよかったと思っただけのまちづくりを目指して頑張っただけでした。今後の人口減少対策につきましても、こうした浅口市の天の利、地の利、そして天文台に代表されます豊富な地域資源を最大限活用いたしまして、浅口市創生の名のもと、子育て支援や教育環境整備、産業振興や地域の安心・安全対策など、住みよさの向上に全力で取り組みたいというふうに考えております。

当初の予算より、策定期間は2カ月短くなりましたけれども、議員皆様を初め、市民の皆様のお協力をいただきながら、10月末に向け、今後5年間の浅口市らしい総合戦略をつくってまいりたいというふうにも思っております。

それから、ちょっと急ぎ過ぎではないかっていう御意見もありました。確かに、私もそれは感じております。しかし、長ければいいというもんでもありません。しっかりと皆さんと協議を重ね、一生懸命努力して頑張っていこう。

そして、実はこの地方創生先行型の上乗せ交付金につきましてはいろいろな制限がございます。議員も御存じだと思いますけども、平成27年度、いわゆる今年度です。今年度末までに事業を完了してしまわなきゃいけない、もう全部終えてしまわなきゃいけないという制限、これ繰り返しはできません。それから、ソフト事業を中心に事業を実施しなさいという、建物を建てたり、そういったハードでお金を使うのは簡単なことなんですけれども、それではだめですよというような制限もあります。それから、何よりもいろんなソフト面でも、この交付金は次年度以降の見通しが非常に不透明であると。同じように制度始めましたよ、じゃあ来年も同じようなものがつきますよというものではございません。まだ非常に不透明で、なかなかそのゴーサインを出すのには非常に難しい面もあるというふうないろんな制限もありまして、今あるものをしっかりと活用していこうというふうな思いであります。

それから、プレミアム商品券のことで貴重な御意見ありがとうございました。確かに、どうして買わなかったのかという、これは大切なことであろうかと思います。貴重な御意見をいただきまして、これからも参考にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆1番（福田玄）　非常に丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。今の市長の御答弁の中にもありましたとおり、やはりコンパクトで住みやすい町、そして交通の結節の便がいい、そういうことが本当に特性としてあると思うんです。インターがあって駅が2つある、そういったことを生かしてやるときに、若干次の質問ともつながってくる部分もあるんですが、実はこれは少し御検討いただいて、注力いただけないかなと思うことがあります。ちょうど私今33歳なんです。ことし34歳になるんですが、周りを見渡すと、先輩、同級生、後輩がちょうど家を建てる世代なんです。結婚して、仕事もある程度落ちついて、子供がいたりいなかったり、そういう世代が実は浅口で家を探してる、土地を探してるんだけど、土地が取得できない、もしくはちょっと高過ぎて今の皆さんの給料じゃ手が届かない。だから、笠岡に住もう、里庄に住もうというようなそういう話が結構あるんです。

ある意味では、子育て世代を、そしてこれから子供をつくってもらおうというような話になったときに、確かに結婚をしてくださいというような事業に力を入れるのも一つなんです。もう既に結婚をされていて、そして家が欲しい。家を建てるとうどうなるかという、今若い人たちは35年フルローンを組んで家建てるんです。ある意味では、35年間はそこに住んでくれる、そういった見通しが立つ部分があるんです。ぜひそういった世代がこの町に移り住んできて、もしくは今いる人たちが地域で住んでいきたい、そういったところに力を割いていただくような政策を今後御検討をいただけたらどうかなということ、を最後に申し添えさせていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

不妊治療の助成についてお尋ねいたします。

今回の9月の補正予算で不妊治療の助成を行うという事業が上がってきていたと思います。このことについて御説明ください。

○議長（田口桂一郎）　それでは、2番目の不妊治療の助成についてのお尋ねでございます。

健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄）　それでは、今回の補正予算で計上する不妊治療助成の概要

についてお答えをいたします。

不妊治療には、一般不妊治療と特定不妊治療というものがございます。今回の補正予算は、特定不妊治療についての補正になります。特定不妊治療には、体外受精や顕微授精があり、1回当たりの治療費が30万円から40万円程度と非常に高額でございます。さらに、医療保険の適用とならないため、利用者の経済的負担が大きいことから、平成16年度に国が費用の一部を助成する事業を始めました。申請の受け付けにつきましては、県の健康推進課が窓口となっております。

当初国は、1回当たりの助成額を10万円にしておりましたが、平成21年度から15万円に引き上げました。回数につきましても、10年間を経過した平成25年に見直しが行われ、女性が40歳未満の方は通算6回、40歳以上の方は43歳になるまでに3回というふうになっております。

また、岡山県におきましては、今年度から独自の事業として、先ほど申しました特定不妊治療の一環として行われました精巣または精巣上体から直接精子を採取する男性不妊治療に要した額に対しまして15万円を上限に助成を行います。

現在浅口市は、このとり助成制度と称して、国の助成に上乗せをしまして、特定不妊治療を行った御夫婦1組に対して15万円を上限に3回まで助成をしております。このたびの補正予算は、不妊治療助成としまして195万円を計上しておりますが、内容につきましては、通算助成回数を国に合わせて、女性が40歳未満の御夫婦に対して3回から6回に拡充するというものと。それから、岡山県が独自に行います男性不妊治療助成についても、市の上乗せとして費用の2分の1以内で、15万円を上限として助成するものです。また、適用につきましても、ことし4月にさかのぼって対象とするという内容になっております。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆1番（福田玄）　ありがとうございます。やはり今、結婚の晩婚化ということもあって、不妊で悩まれてる方本当に多いです。私の周りを見ても、一番身近な例で言えば、妻の妹の夫婦が不妊治療でかなりの時間をかけて、ようやく先月子宝に恵まれて出産したというようなことがありましたが、これは特に精神的そして身体的、さらにその上に経済的な負担があるということで、ぜひ今後もしっかりと進めていただきたいと思うわけでありませう。

特に、男性不妊です。男性が実は、今までは不妊というと女性のほうにばかりやはりフォーカスがいていきましたが、最近本当に多いです。何人か私の友人でも、男性のほう若干精子の量が少ないとか、無精子症であるとかということで妊娠ができないという話も聞いています。やはりそういったことを少しでも町が、生きたい人たち、子供たちを育て

ていきたい、この町でという人たちをしっかりと行政としてバックアップしていく、非常に素晴らしいことだと思っておりますので、やっていただきたいと同時に、不妊治療に関しての啓発、啓蒙ということなんですが、実はこれは30代から始めるのか35歳から始めるのか40歳から始めるのかということで、先日の山陽新聞の記事にもなっていました。不妊治療の記事が出てましたが、早く始めれば早く始めるほどリスクが低くなる。そして、お金の部分でも費用がそんなにかからなく、成功する確率が上がるということがあります。その意味では、確かに資金的な助成もありがたいんですが、なるべく早く取り組んだほうがいいですよという周知を徹底されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田口桂一郎） 健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄） それでは、不妊治療に関しては、その取り組みが早ければ早いほどリスクが低くなり、費用もかからないという実態があります。その周知を徹底すべきではないかという御質問についてお答えします。

先ほど議員さんも申されましたように、女性の社会進出等に伴いまして晩婚化が進みまして、子供を持ちたいと思ったときには妊娠しにくいという実態があるという声も聞いております。年齢が高くなると妊娠しにくいということは、そのことを正しい知識を伝える必要性はあるというふうに感じております。

岡山県におきましても、今年度から未来のパパ&ママを育てる出前講座を希望があった中学、高校に実施し、若い世代に対し、妊娠出産に関する正しい知識を伝えるようにしております。

浅口市におきましても、不妊治療の助成についてはしっかりと広報活動を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆1番（福田玄） ありがとうございます。県がそういったことをされているということありますので、教育委員会さんのほうでもしっかりとそういった制度を活用できるものは活用していただいて、周知徹底につなげていただければなと思いますが、最後に市長の御所見はいかに。

○議長（田口桂一郎） 市長、どうぞ。

◎市長（栗山康彦） それでは、不妊治療の助成についてお答えをいたします。

政務報告でも申し上げましたが、不妊に悩む方々が少しでも治療が受けやすいよ

うに、回数の拡充を図るとともに、男性不妊治療についても上乗せ助成をするための補正予算をこのたび計上いたしております。全国的に少子化対策の強化が求められてる今、不妊治療の拡充により授かれる命があれば大変うれしく思います。

この制度の周知についてでありますけども、先ほど議員が言われましたように、ここの山陽新聞、これも私も読ませていただきました。永井教授も言われているのは、問題は受診しないケースというふうな、男性が受診しないケースが問題であるというふうにも言われておりますけれども、これからも市の広報紙あるいはホームページ、またあさくちメールを初めとして、私もいろんな各地区へ総会へ出向いていっておりますので、そういった機会を捉えまして、一生懸命これからこういったこともＰＲしていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（田口桂一郎）　どうぞ。

◆１番（福田玄）　しっかりと前向きな御答弁をいただいたと思います。さまざまな課題がありますが、これからはしっかりとこの町が住みよい町であり続けるため、そして住みたい町と思ってもらえるようにするために取り組んでいきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（田口桂一郎）　御苦労さまでした。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田口桂一郎）　日程２、議案第６１号平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

市長、どうぞ。

◎市長（栗山康彦）　議案第６１号平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、療養給付費交付金返納金を計上するもので、３，１５６万４，０００円の増額補正を行うものであります。

この返納金につきましては、社会保険診療報酬支払基金への平成２６年度退職者医療交付金精算額において返納金が生じることが判明したため、不足となる金額について追加して計上するものであります。

以上、よろしく御審議を賜り、適切な御議決をいただきますようお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田口桂一郎） 日程3、発議第3号浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。

◎議会事務局長（畝山善生） [発議第3号朗読]

○議長（田口桂一郎） 提出者より提案理由の説明を求めます。

竹本幸久議員、どうぞ。

◆5番（竹本幸久） 発議による提案説明をさせていただきます。

この発議に際しましては、同僚青木議員とともにさせていただきます。

さて、今回の発議は、議員報酬の増額でございます。なぜ今ごろ、なぜこの時期にとお思いのことと思います。戦後70年、揺れ動くグローバル社会の中で国が打ち出したのが地方創生であります。その核は、県であり、もっと細かい市町村の政治であります。私たち議員は当初、政治にかかわりたく議員に立候補したのであります。そして、今まさに議員の真価が問われる時代になりました。市民生活という幅広い分野、法令、条例、経済、一番大切な人生の機微、市民に一番近い存在であり、市民の抱える問題に真摯に向き合う、向き合えるためにも自己研さんしなければなりません。行政は、国が定めた法律にのっとり実行いたしますが、今後立法府のあり方が大いに問われると思います。特に、国に対し憲法保障されている基本的人権並びに原子力の扱い等を訴え、提案できる程度の知識は得たいものでございます。

そもそも政治とは、いろいろ言われますけれども、経世済民、乱れた世を法によって秩序を保ち、正し、安寧の世をつくり、民を救う、まさに法治国家のいわれではございます。道を直す、草刈りをしてもらう、通学路を守る、就職相談、さまざまなまたいろいろな市民相談、そういったものを議員として行政のお手伝い、また自分の仕事としても行います。しかし、立法府同士、議論があるでしょうか。

議員の本分として予算審議はしますが、地域現場ならではの陳情事があります。1つだけ例を挙げれば、東北の大震災がございします。ボランティア活動にも行けず、復旧の過程も知らず、問題点もわからず、ただ見守るだけの毎日でございます。今我々は、南海トラフが懸念されている中、災害の程度、復旧のための方策、実施に当たっての問題点等、検証、調査の必要性がいっぱいあります。

議員報酬は月額35万円、政務活動費は月額3万円、いろいろな規則により活動費も使える用途が決まっており、研究、学習、市民相談室等、報酬分に食い込むことが多々あります。合併時に報酬審議がなされ、40万円くらいでという話があったようでございますけれども、議員の数も多く、今後の市運営の様子を見るということで、35万円と決定したようでございます。一生懸命政治活動をすればするほど家計が苦しくなるのは当然とい

えば当然かもしれませんが、議員の誇りとプライドにかけて、選ばれた議員として一生懸命働かせていただきたい。ボランティアでは決して政治はできません。

また、今の若い人たちに政治に興味を持っていただき、政治に参画いただきたい。現在の報酬では生活するのがやっとで、肝心の政治活動はできないと思います。今されている仕事をやめ、議員として政治に参画してみようという意欲を持っていただける報酬にすべきだと思います。特に、人口５万人未満の議員報酬は悲惨でございます。若い人に職業として考えていただける環境づくりをするためにも、今回の発議に対し御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

また、今回発議の形をとらせていただきましたのは、議員報酬は議員でなければわからないからでございます。

また、これはセットになりますけれども、定数の問題であります。次の選挙まで２年以上はあります。そして、２年前、この定数の問題はさんざん皆様方で御苦労され、そして発議によって１８人になったというふうに聞いております。そのため、本来はこれは定数と報酬と一体のものというふうに思うわけでございますけれども、なぜか前回は定数だけの削減ということになっておるでございます。恐らく、忘れていたんだろうと思いますけれども、ちょっと２年ほどおくれましたが、ここで報酬の増額をお願いする次第でございます。

また、定数に関しましては、これは市民の方々の御意見、そして考え方、それと地域における実情、そういったものをまだまだ検討する必要があるのかなという思いがしますので、また今後２年半はございます。それまでにまた議会の中で議論をし、皆さんの知恵を出したほうがいいのかなと思いましたので、今回は定数は除いております。

以上、提案説明とさせていただきます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田口桂一郎） 日程４、議案の質疑を行います。

議案に対する発言通告の申し出はありません。

承認第８号専決処分した事件の承認についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。

承認第８号については委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔１３番議員 退場 午前１１時２１分〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、承認第８号については委員会付託を省略することに決定しました。

次に、討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

承認第８号専決処分した事件の承認については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、承認第８号については原案のとおり承認されました。

議案第５２号浅口市立認定こども園条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。

議案第５３号浅口市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。

議案第５４号浅口市税条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。

議案第５５号浅口市国民健康保険税条例及び浅口市介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。

議案第５６号浅口市手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。
議案第５７号工事請負契約の変更についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。
議案第５８号平成２７年度浅口市一般会計補正予算（第２号）から議案第６０号平成２
７年度浅口市工業団地開発事業特別会計補正予算（第２号）までの質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。
議案第６１号平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の質疑を行
います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。
認定第１号平成２６年度浅口市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第９号平
成２６年度浅口市工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの質疑を行
います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。
認定第１０号平成２６年度浅口市水道事業会計積立金の処分及び決算の認定についての
質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。
発議第２号浅口市議会会議規則の一部を改正する規則についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。

発議第２号については委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、発議第２号については委員会付託を省略することに決定しました。

次に、討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

発議第２号浅口市議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、発議第２号については原案のとおり可決されました。

発議第３号浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

中西美治議員、どうぞ。

◆ １１番（中西美治） 議員報酬条例の一部を改正する条例について２点ほどお尋ねをいたします。

現在の改正内容は、説明ありましたように、現在の議員報酬月額３５万円を４５万円に引き上げるものであります。私は、今日の経済回復状況、景気の回復状況、これは地方には、あるいはそれぞれの家庭にはまだまだ及んでない、非常に厳しいものであるというふうに考えています。そういう状況下で、なぜ議員報酬の引き上げを提案されるのか、先ほど趣旨説明の中にもあったんですけども、その点について再度確認をいたします。

もう一点は、この一般質問においても、私も取り上げましたが、大勢の方々が来年度から始まる地方交付税の縮減、削減、これは市民生活あるいは市民の福祉、そういうものを維持向上させていかんわけですけども、大きな問題点があるのかなというふうに思うわけでございます。そういう中で、市民の生活や市民福祉、そういうものを下げないための努力をしていくこと、これがすなわち議会の使命であり、責務であると考えております。

お尋ねしますのは、そういう議員報酬を引き上げるには当然財源が必要であります。そういう財政への影響はどのように考えられたのか、この2点について説明をいただけたらと思います。

〔13番議員 入場 午前11時30分〕

○議長（田口桂一郎） 竹本幸久議員、どうぞ。

◆5番（竹本幸久） 逆に、私も疑問に思うのは、2年前にこの審議がなされとるはずで。そのときになぜ報酬のことがされなかったのか。大体これ今言うたように、財源のこともある、そういうときにされたんじゃないかと思いますが、恐らく今の状況からいうと、私の考えでは2年はたちましたけれども、この報酬に関しては何年も続いとるわけでございます。

その中で、私がやった中ではやれんのですよ、政治活動が。財政というのは、議員がやれるかやれんかの中で定数も決まり、そして報酬も決まって、財源決まるわけでしょ、その中でやってきたわけでしょ。それと、昔四十何人おったような議員が合併によって減ってきたわけですよ。そうすると、その財源は減らしてきたでしょ。あの合併の意義は何かと、特別、首長、これの給与をカットしようということが主ですよ。合併というのはそういうものです。だから、中身は変わらないと、首長の数が変わっただけなんです、そうやって財源を減らしてきた。そして、議員も一緒ですよ、数を減らしたんですよ。それで、財源がなくなるわけではない。それと、むしろ逆に言やあそういう計算をしました、かなり減つとるはずですよ。

それと、なぜ今増額するのかと。じゃあ、いつやるんです、2年前もしてないでしょ。ずっと皆さん方、だからやれてんでしょう、恐らく、だから必要なかったんだろうと思います。それが私、今から6年前になります、市会議員1期務めさせていただきました。途中で体調も悪くなりましてひかせていただきましたが、こうしてまた元気で戻ってくることができました。やはり足りないんですよ。

去年の春は、私は市民相談室というの開いておりますが、体が悪いからということで、皆承知はしとるけれども、元気になったらええんじゃないろう、出てきてくれ、こうしてくれえっていうのはある。それは、出ていけないもんだからと言ったら、今ごろは事務所へ来てくれますよ。最初、去年は大体1カ月に1人おるかおらんかでしたか。ところが、今はもう1年半ぐらいになりますけれども、大体月3件ですよ。そうすると、油代、相談に行きやあ弁護士料、陳情を受けて、そりゃあ金がねえからできませんとか、それは今動けませんからできませんということは言えないでしょう、政治家の看板ぶら下げて、そして陳情を受けた。

そして、動いてきたら、恥ずかしい話でございますけども、去年1年間で30万円から40万円、借金ですよ。そして、我々選挙やります。そういう生活をしながらどうやって

選挙戦うんです。私は親族からお金を借り、またはいただいてやっと選挙をやっていますよ。それが４年後に、４年に１遍あるんですよ。また、恥ずかしい話ですが、昨晚も雨が夜中に降りました。音がするんで目が覚めたら、雨漏りですよ。しょうがないから、大きなたらい持ってきて据えたんですよ、おかげできょうは睡眠不足ですよ。直せないんですよ、そんな余裕はないですから。

それが報酬３５万円、私は陳情は、国でも県でも市でもどこでも出かけていきます。これが議員としての務めだなと思っておりますからやっとなですよ、６年前もそうですよ。そして、出なかった４年間、これは前年の４年間で１５０万円の借金ですよ。それを何とか４年で返しましてですよ、そして今ここへ出てきた、やっぱし借金になるんです。それせにやええと言われるかもしれませんが、それは選ばれたプライドがございます、一生懸命頑張ろうと思います。だから、今なんですよ。

逆に、残念なのは、２年前に議員定数を一生懸命議論された中へなぜこれが入らんかったのかなと、逆に残念なような気持ちです。

以上です。

○議長（田口桂一郎） ほかにありませんか。

柚木議員、どうぞ。

◆１２番（柚木毅） お尋ねします。

議員報酬条例の一部改正の発議について質問をいたします。

私も、なぜこのような報酬の値上げの案が唐突に一部の議員により提出されたのか疑問を思っておる次第でございます。これまで議会は市民の福祉の向上のためにさまざまな活動を行うとともに、経費の節減にも努力をしてみいました。３町が合併して浅口市が誕生したときには、これまでの議員数を大幅に削減し、予算も削減いたしました。合併後も２度にわたって議員定数を減らし、議会みずから行政改革を推進をしてみいました。

さて、最初の質問では、これまで浅口市議会が行ってきた議会改革に逆行する議案をなぜ提案するのかをお尋ねをいたします。

また、浅口市議会では、これまで６回も議員報酬に関する条例改正が議員発議によって上程されてきました。そのいずれもが、議員報酬の削減を提案するものでありました。平成２３年には１５％の議員報酬の削減、また平成２４年には１０％の議員報酬を削減する条例が可決され、実施されました。このように、浅口市議会では、これまで議員みずから改革を行って経費の削減をいたしましたのでございます。

このたびの値上げの発議は、これまでの議会を鑑みることなく、市議会の姿勢を１８０度変えるものではありません。なぜこれまでの努力を無にするような提案をされたのか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（田口桂一郎） 竹本幸久議員、どうぞ。

◆5番（竹本幸久） 内幕になりますけれども、今質問をいただいた柚木議員もおられたと思いますが、本年の、3月議会の前ですからわかりませんが、全協でこの問題を出させていただきました。そのときに出てきた答えは、方向性はそれでは諮問委員会のほうへという流れでありましたけれども、一部紛糾しまして、議長、議長、言うなって言われたのは御存じのはずですよ。議会で話が、全協できなんだら、我々の立場からというたら発議しかないでしょ。なぜ、その必要があるから出しとんですよ。議会の方針、どこに違反するんですか、流れがどうなんですか。なぜ、じゃあずっと減らしようたんす、誰の御機嫌取りなんですか、逆にお尋ねしたいです。それが今までの議会ですか。その結果、じゃあどうなんす、おらんでもええじゃねえか言われよるじゃねえですか。削減した結果がそれですか。むしろ自己反省すべきじゃないんですか、今回。

（「また、反対しようんじやろう」の声あり）

だけん、ええんですけど。私が上げさせてもらったのは、その辺もありますよ。

条例が決まっても余り守ろうとせんじゃねえですか、何でか。

（「ええかつこばあすな」の声あり）

副業やこしょって政治活動ができるんですか。

（「できることかなかろうが」の声あり）

できるわけがないでしょう。だから、言葉穏やかに、副業せんでも政治に専念できるように増額をいたしたい、お願いできませんかと、こう申し上げておるんですよ。今の質問、大変ショックですよ。

（「わしもそう思う」の声あり）

うん、この何年間、どう言われてきたんです。何もせんじゃねえか、何を考えとんな、要りゃあせんじゃねえか、報酬が高過ぎりゃあせんか、ボランティアでええじゃねえか言われてきたのはこの議会じゃないんですか。もっともっと自分を磨いてほしいです。その中で、議会の方針はこうです、削減6回続きました、どこに反省があるんですか。この間も、議会報告会、いろんな意見出ましたでしょう。そこにずっと柚木議員おられたんじゃないですか。

（「柚木じゃ」の声あり）

以上です。

（「そがんにええかつこしてえんか」の声あり）

○議長（田口桂一郎） ほかにありませんか。

藤澤議員、どうぞ。

◆１３番（藤澤健） 私は、竹本議員が言われることはそのとおりだと思います。私もよく気持ちはわかりますし、同じような気持ちであります。しかし、議員というものは、市民の顔色を特に見て、選挙のことがありますから、本心をよう言わないのであります。竹本議員が言われるように、手取りが２７万円ぐらいで、いろんなつき合いとか、市民の声を聞いたり活動したりできるわけがないん、別途収入がないと。

だから、竹本議員が言われると同感ですが、余りに市民の顔色を見て、こびを市民に売るといのはどうかなと思いますけれども、先般この動議を出される前に、竹本議員さんがうちに相談に来ていただきました。相談があるけんというて、動議を出すというけん、そりゃあ気持ちはようわかると。しかし、いきなり唐突にやって議会の中でももめてもいけんけえ、全員協議会でよく話を議論してもんで、動議を出そうや、まだこの議会でやらなくても、もっとしっかり議員同士協議をしようじゃないかというて、私は別れたんです。ですから、そういう気持ちで、竹本議員の気持ちもよくわかります。

○議長（田口桂一郎） よろしいですか。

◆１３番（藤澤健） はい。

○議長（田口桂一郎） ほかに。

平田襄二議員、どうぞ。

◆７番（平田襄二） 竹本議員さんのおっしゃられることもわからんではないんですが、この議員報酬条例改正の提案理由をお聞きして、まだ幾つかの、私自身も疑問を持っておりますので、しつこいようですが、質問させていただきたいと思います。

まず、議員報酬の改正条例を、一部の議員さんでいきなり本会議で発議することはその手続上いかがなものかと私自身は思っております。このような議員発議が有効なものであるとしても議員の報酬は全ての議員に関係するものであります。

議員一人一人につき考え方の違いがあるので、合意を得る手続が必要かと思えます。

特別委員会の設置等を通じ、十分に時間をかけて各議員のコンセンサスを得る努力をしてからの話ではないかと思っております。

そして、浅口市には、議員、市長等の特別職の報酬等審議会条例があります。この条例は議会が可決したもので、議員、市長等の特別職の報酬の額を上げる場合に、審議するための審議会を設置する条例であります。議員、市長等の特別職の報酬を上げるような場合には、市長が審議会を設置し、諮問し、審議会のメンバーである公共団体の代表者や住民、すなわち第三者の意見を聞くことになっております。

質問の１点目は、なぜこの報酬審議会の意見を聞くなどの手続を行おうとしなかったの

ですか、この点をお尋ねします。

次に、議員報酬の上げ幅の大きさにも疑問を感じております。なぜ現在の月額35万円を10万円も上げる必要があるのでしょうか。

約30%の値上げ幅になります。月額35万円の報酬は、合併の際に当時の同規模の市の水準に合わせたと私も聞いております。平成の合併で発足した市内5市の議員報酬は、浅口市を含む3市が月額35万円、残り2市は32万円と、30万円であります。同様な市と比較して、決して低いわけではありません。加えて、提案をされてる改正案では、議員と議長の報酬に均衡が欠けていると思います。一般議員と異なり、議長は日常の事務決裁、議会を代表して各種会合等、公務出席の機会が多く、実質常勤に近い勤務が必要となります。その点も考慮されていないように思います。

以上から、質問の2点目は類似する他市と比較して突出する報酬の値上げをする必要があるのかどうか、その点もついてお伺いしたいと、このように思っております。よろしくをお願いします。

○議長（田口桂一郎） 答弁よろしいですか。

よろしい。

竹本幸久議員、どうぞ。

◆5番（竹本幸久） 先ほどもお答えしましたように、なぜ発議なのかというところでございます。

先ほど申し上げたでしょう。全協の場でそういう流れになりようたんじゃねえんですか、そういうな話もしましたですよ。その中で、議長、議長、言われたのにとしたら、おたくのこの会員じゃないんですか。議会で話ができなったら、ここでやるしかないでしょう。

それがもう1つの答え。

もう一個は何ですか、済いません。

（7番「他市の議員報酬がわかります今」の声あり）

他市の、わかりました。他市との比較をされても困るんです。

他市と比べてどうかと。私が今申し上げておるのは、実態という話の中で話させていただきよんです。他市と比べてどうかという話してません。ただ、参考にはすべきでしょう、5万人規模以下なら。他市というのは、何万人おるんです。そういうようなことの中で、突出しとるだろうかな、果たして。今まで低いところと比べたら突出しとるかもしれません、実態と離れてると思いますから。だから、他の議会になりますから、大変恐縮でございますけれども、そしたら近隣の議員の評価、そういったものはお聞きになってますか。一生懸命やりようる、その中で立派に政治活動もできよう、そして報酬がその報酬で合うとるということなんではしょうか。私はそうは見ておりません。だから、よそと比べる必要

もない。

むしろ研さんを深めようということの狙いの中で、報酬の値上げも10万円というのは実態に合った、自分でやってみてこれだけぐらいいはかかるんじゃないだろうか。実際50万円ですよ。でも、50万円というたらそれこそこれはちょっと行き過ぎかなと、ある程度自分で行動をおさえにやいけんだろうな、思うたその実態の額が45万円です。わしは、別によそと比べて突出しとんかかもしれませんが、報酬としては妥当だというふうに考えております。

そして、もう一個あったんですか。

(7番「いや、その2件です」の声あり)

いいですか。

○議長（田口桂一郎） ほかにありませんか。

福田議員、どうぞ。

◆1番（福田玄） 1点お尋ねをしたいと思います。

最年少議員という立場からお尋ねをしたいと思います、やはりここは議会ですので、議論をする場です。さまざまな意見があって、議論すればそれが最も市民のためにどういう形でなるかということが大切なんだと思っております。

その中で、この報酬のことにに関して、これは実は浅口のことだけではないと思っております。全国的を見て、小さい町、人口10万人以下、15万人以下の小さい町というのは、現在この4月の統一地方選挙でもそうでした。若い議員がいない、中には定数が、立候補する人が足りていない。さらには、その足りていないところを穴埋めするために、昔議員をやっていた人を無理やり引っ張り出して定数を足らせた、そんなところも出てきています。これは浅口市だけではなく、日本全体なんです、中小の自治体に議員が足りない。その議員が足りないということ、そして若い人が出てこない、これにはどんな理由があるのか、それは今回の報酬のことも一つそうだと思います。

そして、全体的なことを申し上げますと、じゃあ議会の形はボランティアという形で、欧米にはそういった形の議会もあります。中には専業でやっている議会もある、さまざまな形がある、その中で日本独自の住民自治、意思決定の仕組みをつくっていかねばいけない、これは全、この日本の国民に課せられている一つの宿題である、そして我々議会人にとっての宿題の一つであると思えます。

その中で、今回発議された内容について1つお教えください。

議員定数のことについては、今後触れるというような文言があったように思いますが、このことについてはどのようにお考えか、お教えください。

○議長（田口桂一郎） 竹本幸久議員、どうぞ。

◆5番（竹本幸久） 先ほどちょっと申し上げましたが、これは私は報酬と定数はセットだというふうに思っております。ところが、前回なぜか定数だけになつとということですよ。そのままでええという判断をされたんかどうか、ちょっと私が、報酬の議論がどれだけされたのかなというのが一つあります。わからない点はそこにある。

それで、今回なぜ発議なんかという質問の中でお答えをさせていただきましたけども、私は今おっしゃってもらってる以上、報酬に関してです。ただ、何遍も申しますが、この報酬の件に関しては定数とセットだというふうに考えております。そして、その定数については、2年前に皆さん方でじっくり議論されたんじゃないんでしょうか。その中で決まった数字が18ですか。そうです、今現在ですから、18になったと思うんです。だから、私が、漏れておるといところが1つあるんで、定数というのは、今回報酬を上げた以上は本来なら定数も上げるべきじゃろうと思うんですよ。

（「上げるん、下げるん」の声あり）

ああ。

（「上げるん、下げるん」の声あり）

何。

（「定数は上げるん、下げるん」の声あり）

下げる言うた。

（「上げる言うた」の声あり）

定数上げる言うた、それは間違い。

上げるというのは、上に上げるという意味で上げるです。

だから、ところが2年前、わずか2年前に皆さん方で議論されて、定数は決めておるんだから、定数はちょっと外しとこうかなという思いで外しとるだけでございます。だから、そりゃあ本来セットだというように私は考えておりますから、その中でまた考えてもええんじゃないですか。主は、これは後段のほうになった、今の説明にあると思いますけれども、主はやっぱり夢を持っていたきたい、この浅口市の若い人たちに。

そして、一生懸命研さんをして、民主党なり共産党なり、党を上げて恐縮ですけども、党籍持ちといったらおかしいんじゃないけども、よく勉強するでしょう。おくれて来とると思うんだ、僕はね、ほかの面で言えば。そういう意味で、もっともっと我々自身が研さんをしなきゃならん。そのためには、やっぱり自分でやってみて、お金がかかるということなんです。ですから、我々で選挙戦うのは、報酬で戦うんじゃない、定数で戦うんでしょ、選挙しよう人間っちゃうのは。だから、これはじっくり考えたほうがいい、そして皆さん方の御意見も尊重せにゃならんという思いの中で、今回は外しとるということです。

ですから、その中で、いやいやそれはやっぱりやろうやといやあまた議論を始めりゃあええんで、まだ2年半あります。答えになってましたか、ちょっとわかりませんが。

以上です。

○議長（田口桂一郎） 福田議員、よろしいですか。

（17番「済いません、議長」の声あり）

ちょっと待って、よろしい。

◆1番（福田玄） はい。

○議長（田口桂一郎） 香取議員、どうぞ。

◆17番（香取良勝） 今ちょっと聞きようたら、何かおかしいですよ。最初から反対しようか思うて、浅政会の人ばっかしが物を持って読みようたでしょう。竹本議員が、最初これを全員協議会で議員報酬上げるんだということを全協でやっとするわけでしょう。副議長、あんた知っとするでしょうが、そこらみんな知っとするでしょうが、そんなん。へえでいけんからというて、ほんなら今度発議を出してやるんだということを竹本議員言うたんでしょう、みんな認めとんでしょうが。だったら、ここでやる、ああだこうだ言わんでも、最初からそうだったんだから。それで、見りゃあ全部読みよんですよ、浅政会の人間がずうっと。ということはもう話をして決めて、おい反対せんかってやっすると、とれるわ、私は。私は中立じゃから、どっちもつかんですよ、皆さん知っとするけど。

だけど、今のを見たら、柚木議員にしてもそうですよ。何で読みよんですか。今のあそこの健議員やこ読まんでも、そのまま言よったでしょうが。

（「藤澤です」の声あり）

藤澤議員。

言よったでしょうが、何も読まんと。何で読まないけんのん、こういうとこへ来て。私が言うのは、皆さんも御存じだと思うけど、ここへ来とる議員さん見てくださいよ、老人クラブですよ、はっきり言やあ。ほんで、浅政会の人、今度3年、2年半たったらですよ、70歳以上が6人ぐらいおるんですよ、7人ぐらいの中に。自分らがやめんためには、議員報酬したら若い人が出るから、困るからというて上げんのんじゃないですか、私はそうとれますよ。上げりゃええんですよ。私は、出たときにべったですよ、皆さんの前で、言うけど、選挙で。だけど、やはり若い人も出して、活性化してくれにや困るじゃないですか。

○議長（田口桂一郎） ちょっと香取議員、よろしいか。

◆17番（香取良勝） はい。

○議長（田口桂一郎） まだあと討論があります。今……。

◆１７番（香取良勝） 討論じゃなけりや、今言ようたんと一緒にしょうが。

○議長（田口桂一郎） 今は質疑……。

◆１７番（香取良勝） 討論こうやりようる。

○議長（田口桂一郎） 今は質疑の場ですから。

◆１７番（香取良勝） だから、わしは反対や賛成言ようりやへんで。

○議長（田口桂一郎） それは討論のときに、それじゃ……。

◆１７番（香取良勝） 討論でやりますよ。

○議長（田口桂一郎） わかりました。

◆１７番（香取良勝） ということは、今言よったのを言うんですから、上げるとか下げるとかというんじゃないんですよ。私が言うのは、よその議員さん、今も福田議員さんが言われたけど、よそへ行ってみる、話をする、私も副議長してよそ行った、監査委員して行っとなるが、話をする。議員報酬は安くても、市民がこうだああ言うから上げれんのんだと。だから、年金もろうた者が、しないとできんのんだということは聞いとります。だから、今若い人を出そうと思うんなら、やはり今言うたようなこと言わずに、本当に若い人に出てもらおう。自分らやめりやええんだよ、もう７０、８０にもなって、私はそう思いますんで……。

○議長（田口桂一郎） それは、１６日の討論のときに。

◆１７番（香取良勝） もう、また討論でやりますんで。

○議長（田口桂一郎） お願いします。

◆１７番（香取良勝） はい、よろしく。

○議長（田口桂一郎） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。

発議第３号については委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、発議第３号については委員会付託を省略することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田口桂一郎） 日程５、議案の委員会付託を行います。

議案第５２号から議案第６１号及び認定第１号から認定第１０号までについては、お手元に配付しております議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま委員会付託された認定第１号から認定第１０号までの決算の認定については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、認定第１号から認定第１０号までは閉会中の継続審査とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田口桂一郎） 日程６、請願・陳情の上程を行います。

請願・陳情については、お手元に配付しております請願・陳情表のとおり常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

９月１０日及び１１日並びに９月１４日及び１５日は委員会審査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、９月１０日及び１１日並びに９月１４日及び１５日は休会とすることに決定しました。

次の本会議は９月１６日午前９時３０分より開議いたしますので、御参集ください。

本日はこれもちまして散会いたします。

御苦労さまでした。

午前１１時５８分 散会

平成27年9月浅口市議会第4回定例会会議録（第5）

1. 招集年月日 平成27年9月16日（16日目）

1. 招集の場所 浅口市役所議場

1. 開 議 9月16日 午前9時30分

1. 議事日程

第1 委員長報告（質疑）

○総務文教常任委員会

○民生常任委員会

○産業建設常任委員会

第2 議案討論・採決

議案第52号 浅口市立認定こども園条例の制定について

議案第53号 浅口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第54号 浅口市税条例等の一部を改正する条例について

議案第55号 浅口市国民健康保険税条例及び浅口市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第56号 浅口市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第57号 工事請負契約の変更について

議案第58号 平成27年度浅口市一般会計補正予算（第2号）

議案第59号 平成27年度浅口市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 平成27年度浅口市工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 平成27年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

発議第3号 浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

請願第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について

陳情第6号 国民を戦争に駆り立てる国際平和支援法案と平和安全法制整備法案をただちに取り下げて、日本国憲法に基づいて武力によらない外交を推し進めるよう政府に求める陳情

第3 閉会中の委員会継続事件の申し出について

1. 本日の会議に付した事件及びその結果

日程第1 委員長報告（質疑）

○総務文教常任委員会

○民生常任委員会

○産業建設常任委員会

日程第２ 議案討論・採決

議案第５２号 浅口市立認定こども園条例の制定について（原案可決）

議案第５３号 浅口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
（ 〃 ）

議案第５４号 浅口市税条例等の一部を改正する条例について
（ 〃 ）

議案第５５号 浅口市国民健康保険税条例及び浅口市介護保険条例の一部
を改正する条例について
（ 〃 ）

議案第５６号 浅口市手数料条例の一部を改正する条例について
（ 〃 ）

議案第５７号 工事請負契約の変更について（ 〃 ）

議案第５８号 平成２７年度浅口市一般会計補正予算（第２号）
（ 〃 ）

議案第５９号 平成２７年度浅口市介護保険特別会計補正予算（第２号）
（ 〃 ）

議案第６０号 平成２７年度浅口市工業団地開発事業特別会計補正予算
（第２号）
（ 〃 ）

議案第６１号 平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第１
号）
（ 〃 ）

発議第 ３号 浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例について
（原案否決）

請願第 ６号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を
はかるための、２０１６年度政府予算に係る意見書採択の要請について
（採 択）

陳情第 ６号 国民を戦争に駆り立てる国際平和支援法案と平和安全法制
整備法案をただちに取り下げて、日本国憲法に基づいて武力によらない外交を推し進める
よう政府に求める陳情
（不採択）

追加日程１ 発議第 ４号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元
を求める意見書について（質疑・討論・採決）
（原案可決）

日程第3 閉会中の委員会継続事件の申し出について

(継続事件)

1. 出席議員 (4 番欠番)

1 番	福 田 玄	2 番	伊 澤 誠
3 番	佐 藤 正 人	5 番	竹 本 幸 久
6 番	岡 邊 正 継	7 番	平 田 襄 二
8 番	桑 野 和 夫	9 番	加 藤 淳 二
10 番	原 彰	11 番	中 西 美 治
12 番	柚 木 毅	13 番	藤 澤 健
14 番	青 木 光 朗	15 番	大 西 恒 夫
16 番	田 口 桂一郎	17 番	香 取 良 勝
18 番	井 上 邦 男	19 番	大 西 洋 平

1. 遅刻または中途退場した議員の番号、氏名 (1 名)

6 番 岡 邊 正 継

1. 欠席議員 (な し)

1. 地方自治法第121条の規定に基づく説明のため出席した者の職氏名

市長	栗 山 康 彦	副市長	田 村 諭
教育長	中 野 留 美	企画財政部長	秋 田 裕
生活環境部長	原 田 尚 文	健康福祉部長	高 倉 道 雄
産業建設部長	松 田 勝 久	上下水道部長	垣 内 長
金光総合支所長	小 西 通 夫	寄島総合支所長	大 室 清
教育次長	櫛 田 忠	会計管理者	畑 良 典
総務課長	笠 原 浩 一		

1. 出席した事務局職員

議会事務局長	畝 山 善 生	書記	園 部 智
書記	小 橋 史 明	書記	奥 原 貴 子

午前9時30分 開議

○議長 (田口桂一郎) それでは、皆さんにおはようございます。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長 (田口桂一郎) 日程1、委員長報告を行います。

委員長報告に対する発言通告の申し出はありません。

各委員長から付託案件の審査結果の報告をお願いいたします。

まず、総務文教常任委員会よりお願いいたします。

佐藤委員長、どうぞ。

◆総務文教常任委員会委員長（佐藤正人） それでは、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

平成２７年９月１０日木曜日午前９時３０分から開催しました。

本委員会に付託された議案の審査経過と結果については次のとおりです。

１、議案第５２号浅口市立認定こども園条例の制定について。

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

２、議案第５３号浅口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

３、議案第５７号工事請負契約の変更について。

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

４、議案第５８号平成２７年度浅口市一般会計補正予算（第２号）所管分について。

歳出で主なものは、総務費、ふるさと納税事業費１，１２０万円、民生費、認定こども園整備事業費３２５万円。

歳入で主なものは、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金１，０００万円、繰越金６，１８６万３，０００円であります。

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

５、請願第６号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、２０１６年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

平成２７年７月２９日に岡山県教職員組合笠岡浅口支部から提出のあった本請願については、子供たちの教育環境改善のため、少人数教育を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の復元を国に求めることが適当であるため、採択とすることに決定しました。

６、陳情第６号国民を戦争に駆り立てる国際平和支援法案と平和安全法制整備法案をただちに取り下げて、日本国憲法に基づいて武力によらない外交を推し進めるよう政府に求める陳情。

平成２７年８月５日に岡山県平和委員会から提出のあった本陳情については、これらの法案は国会審議において多くの欠陥が指摘されており、国民の理解が得られていないなどの理由から採択すべきとの意見と、国際情勢から自国の安全を守るために他国との協力関係の強化は必要であり、本陳情にある国民を戦争に駆り立てるとの趣旨は不适当であるため不採択とすべきとの意見に分かれました。起立採決の結果、不採択とすることに決定しました。

7、意見書の提出について。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書。

この件については、本会議で関係する請願が採択された後、発議することに決定しました。

8、閉会中の継続事件について。

別紙のとおり8件を引き続き閉会中の委員会で審査することに決定しました。

以上、概要を報告します。

平成27年9月16日、総務文教常任委員会委員長佐藤正人。

○議長（田口桂一郎） 総務文教常任委員会委員長からの報告についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 質疑を終わります。

次に、民生常任委員会より報告をお願いいたします。

香取委員長、お願いします。

◆民生常任委員会委員長（香取良勝） おはようございます。

それでは、民生常任委員会委員長報告を行います。

平成27年9月12日金曜日午前9時30分から開催いたしました。

本委員会に付託されました議案の審査経過と結果については次のとおりです。

1、議案第54号。

2、議案第55号。

3、議案第56号条例の一部改正について。

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

4、議案第58号平成27年浅口市一般会計補正予算（第2号）所管分について。

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

5、議案第59号平成27年度浅口市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号平成27年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

7、閉会中の継続事件について。

別紙のとおり8件を引き続き閉会中の委員会で審査することに決定いたしました。

以上、概要を報告いたします。

平成27年9月16日、民生常任委員会委員長。

○議長（田口桂一郎） 民生常任委員会委員長からの報告についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 質疑を終わります。  
次に、産業建設常任委員会より報告をお願いいたします。  
伊澤委員長、どうぞ。

◆産業建設常任委員会委員長（伊澤誠） おはようございます。

産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成２７年９月１４日月曜日午前９時３０分から開催しました。

本委員会に付託された議案の審査経過と結果については次のとおりです。

１、議案第５８号平成２７年度浅口市一般会計補正予算（第２号）所管分について。

歳出の主なものは、農林水産業費、漁港整備事業費５２５万円、土木費、道路新設改良事業費５００万円、橋りょう維持補修事業費５２０万円。

歳入の主なものは、海底ごみステーション整備促進事業補助金３７万８，０００円、農林水産業債４７０万円であります。

債務負担行為補正は、漁業近代化資金利子補給金を追加するもので、平成２７年度から平成３０年度までの限度額を基準金利のうち、年利１．０％以内の額に相当する額とするものです。

また、地方債補正は、水産物供給基盤機能保全事業について４７０万円を追加し、限度額を９５０万円とするものです。

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

２、議案第６０号平成２７年度浅口市工業団地開発事業特別会計補正予算（第２号）について。

歳入歳出それぞれ９４２万６，０００円を追加するもので、歳出は一般管理費９４２万６，０００円、歳入は一般会計繰入金９４２万６，０００円であります。

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

３、都市計画道路川手鴻之巣線について。

山陽自動車道鴨方インターチェンジから国道２号玉島笠岡道路につながる都市計画道路川手鴻之巣線の工事予定や、現国道２号から北側の計画に関する執行部の考えを委員がただしたところ、次のような回答がありました。

川手鴻之巣線の現国道２号から南側の区間は現在岡山県により施工されているが、北側はまだ事業主体も決まっていない。この路線は平成２０年にそれまで計画にあった道路をルート変更し、都市計画道路として決定したもので、市の発展に必要な路線であると認識しており、社会情勢等を加味しながら、優先順位により順次整備を進めたいとのことであ

りました。

４、閉会中の継続事件について。

別紙のとおり８件を引き続き閉会中の委員会で調査することに決定しました。

以上、概要を報告します。

平成２７年９月１６日、産業建設常任委員会委員長伊澤誠。

○議長（田口桂一郎） 産業建設常任委員会委員長からの報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

桑野議員、どうぞ。

◆８番（桑野和夫） この報告の中の３番で都市計画道路川手鴻之巣線についての記述がありますが、これは恐らくその他で議員からの質問に答えたものでありますが、通例こういうその他については余り委員長報告に記述をされないのが普通であります、わざわざ記述をされたことについて委員長の見解を求めます。

○議長（田口桂一郎） 委員長、どうぞ。

◆産業建設常任委員会委員長（伊澤誠） 委員会の中ではその他で審議されました。ただ、これは都市計画道路ですけれども、以前からの問題になっておりました計画道路でありましたので、委員長報告のほうに組み込ませていただくことにしました。

以上です。

○議長（田口桂一郎） よろしいか。

（８番「よろしい」の声あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田口桂一郎） 日程２、議案の討論・採決を行います。

議案番号順に１件ずつ討論、採決をいたします。

議案第５２号浅口市立認定こども園条例の制定についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

議案第５２号浅口市立認定こども園条例の制定については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎） 起立多数と認めます。よって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

議案第５３号浅口市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、８番**桑野和夫**議員から反対討論の通告がありましたので、これを許可いたします。  
桑野議員、どうぞ。

◆８番（**桑野和夫**） 浅口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論に参加をいたします。

反対する理由であります、この条例がマイナンバー制度によるものであるからであります。

マイナンバー制度の問題点であります、まず第１に、国民一人一人に原則不変の個人番号を付番し、個人情報によって容易に照合できる仕組みをつくることは、プライバシーの侵害や成り済ましなどによる犯罪を常態化するおそれがあることであります。

２つ目は、この共通番号システムは初期投資約３，０００億円ともされる巨額プロジェクトであるにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないまま新たな国民負担が求められ続けるからであります。３，０００億円もあれば、本当にまだまだ困ってる人を含めていろんな制度ができるというふうに考えております。

３点目は、税や社会保障の分野では、徴税の強化や社会保障給付削減の手段とされかねないからであります。

このマイナンバー制度の導入で言えることは、市民にとっても地方自治体にとっても負担こそふえる一方で、ほとんど何のメリットもないということであります。私は、もちろん個人情報の保護は極めて大事なことだと思いますが、今回の条例改正はマイナンバー制度の導入に起因するものであり、日本共産党はマイナンバー制度の導入の中止を求めており、そういう立場から反対をいたします。

○議長（田口桂一郎） 以上で通告による討論を終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第５３号浅口市個人情報保護条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎） お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

議案第５４号浅口市税条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

議案第５４号浅口市税条例等の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

議案第５５号浅口市国民健康保険税条例及び浅口市介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

議案第５５号浅口市国民健康保険税条例及び浅口市介護保険条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

議案第５６号浅口市手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

議案第５６号浅口市手数料条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり

原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 異議ありますので、起立により採決にいたします。

議案第５６号浅口市手数料条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎） お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

議案第５７号工事請負契約の変更についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

議案第５７号工事請負契約の変更については委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

議案第５８号平成２７年度浅口市一般会計補正予算（第２号）の討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

議案第５８号平成２７年度浅口市一般会計補正予算（第２号）は委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎） お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

議案第５９号平成２７年度浅口市介護保険特別会計補正予算（第２号）の討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

議案第５９号平成２７年度浅口市介護保険特別会計補正予算（第２号）は委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎） お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

議案第６０号平成２７年度浅口市工業団地開発事業特別会計補正予算（第２号）の討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

議案第６０号平成２７年度浅口市工業団地開発事業特別会計補正予算（第２号）は委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎） お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第６０号は原案のとおり可決されました。

議案第６１号平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

議案第６１号平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎） お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第６１号は原案のとおり可決されました。

発議第３号浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

ありますので、まず本案に反対の方の発言を許します。

中西議員、どうぞ。

◆１１番（中西美治） 議員発議された浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論に参加いたします。

発議された条例の一部改正は、現在の議員報酬月額３５万円を４５万円に引き上げるものであります。

反対の理由として、日本の経済は回復傾向にあるとはいっても、経済や景気の回復感はいまだに地方、家庭には及んでおらず、議員報酬の引き上げは到底市民に理解を得ることはできないと考えます。議員は市民の負託を受けた市民の代表であり、多くの市民の理解を得ることが難しい提案に賛成することはできません。加えて、月額３５万円から１０万円も引き上げることは大きな抵抗感を禁じ得ません。これが賛成できない１つ目の理由であります。

また、平成の合併で誕生した新設された市、県内５市ありますが、ここの議員報酬は瀬戸内市、赤磐市が浅口市と同額の月額３５万円、美作市が３２万円、真庭市は３０万円であり、他市に比べても決して低いわけではありません。これが２つ目の理由であります。

また、質疑の中で、過去に議員定数を削減する議論の中で議員の報酬の議論がなされていないと言われていましたが、当時議員報酬も削減、減額しようという意見があり、報酬減額の議員発議もたびたびありました。そういう背景の中で特別委員会等で議論を重ねた結果として、議員定数は削減、議員報酬は維持という現在の形になってきた経緯があることを申し添えておきます。

以上のようなことから、議員報酬を引き上げる浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案には反対をいたします。

議員各位におかれましては、採決に際して反対の立場をとられますよう呼びかけをさせていただきますまして、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（田口桂一郎） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

加藤議員、どうぞ。

◆９番（加藤淳二） 今回、本案の条例に対して賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

私も議員になってから１２年と半年になりました。当初私議員になったときに、大阪の知り合いからぜひとも当選の１年、２年の若い勉強会に参加してみたらということで、大阪のほうに何回か勉強会に参加をさせていただきました。そのときの議員というのは、３０代の半ばが主流です。そういう方が今の会社をやめて議員に出てきました。中の一人は、普通のサラリーマンから子供は障害を持ちました。障害を持って、いろんな障害者の家族会、団体、いろんなところにも相談に行き、市にも相談も行きました。でも、なかなか思

ったように動いてくれない、だからサラリーマンをやめて議員になろうと決意してという方もいらっしゃいました。また、別の人は公務員なんですけれども、地域のインフラ、これを頑張ってやろうと取り組みました。でも、どうしても市の職員の立場では思ったようにできない、だから僕は議員になってやろうという30の半ばの議員もいらっしゃいました。でも、それは今のそういうサラリーマン、公務員をやめても生活できる報酬というのが必要です。もちろんそれを考えた上で、そういうサラリーマンの方が、公務員の方がやめて議員になって、地域のために働こうということなんです。

今、特に地方創生と声高に言われてますが、やっぱりそのためにはいろんな世代の方が議員を構成するのが一番だと思ってます。小さいお子様を育ててる方、高校生、大学生を育ててる方、そして私みたいに親の介護をしてる方、それともう一つ上の方、そういう方が満遍なくこういう議会に出てくるのが一番いいと思ってます。

私もことしで60になりました。多分同じ年なんで桑野議員も60になると思うんですけども、この浅口市においては、18人中60未満というのは今年度中にたった3人になります。あとの皆さんが、18人中15人が60以上になります。若干年齢構成としてはいびつではないかなと思ってます。

そんな中で、議員はボランティアでいいのではないかという意見がありますけれども、なかなか生活ができなければ議員というのは成り立ちません。ボランティアはボランティアでしていきます。ですけれども、生活というのも家族を養っていく以上は必要だと考えています。特に人口の少ない5万人以下とか10万人以下ってところの市は、副業を持っている議員が多くいます。これから副業を持って議員になれるっていう方っていうのは多くありません。また反対に副業を持っていることによって、いろんなところで議会基本条例とか議会倫理条例ができて、なかなか副業が制約される、反対に議員の活動も制約されるという場合も多くなってきます。これからは地方の議会においても専業できるっていう議員が必要ではないかと考えてます。

今回、5万人以下の市に関しては、報酬が33万円弱です。浅口市は35万円、約10万円上げるとするのは、今の仕事をやめても、浅口市に働く若い人材を求める、こういうふうに提案者のほうから確認をさせてもらってます。企業でも、人を呼ぶのはもちろん仕事のやりがいです。ですけれども、家族を養うことのできる用意をする給料を払うのも大きな要素になってます。私たち議員も、幾ら地方だからといって家族を養うことのできない給料ではなかなかできません。先ほどのようにボランティアはボランティアでやっていきます。ですけれども、副業はなしに議員活動を全うできる、そういう給料が必要だと思ってます。

ただ、これを45万円にすぐ上げたからといっても、すぐ若い方が出るとは限りません。でも反対に、地域の皆さんにこの地域でぜひとも出てもらいたい、そういう人を説得するためにも、副業を持ってない人を説得するためにも、この45万円っていうのは必要だと考えてます。

それと、私たちは別に45万円すぐもらったから何も行政改革に協力しないわけではありません。必要なとき、行財政が苦しいとき、何かあったときには皆さんと一致団結して報酬のカット、行財政改革、それは議会の一員として皆さんで真剣に取り組んでいければいいと思っています。

最後になりますけれども、報酬を伴わないと若い人、いろんな方の門戸は開かれませんが。報酬の門戸っていうのはやっぱり必要だと思います。ボランティアと報酬っていうのは別物です。ボランティアはボランティアで一生懸命やっていきます。もちろん議員報酬のカット、それもやっていきます。ただし、若い方が出るためには、今の地方議員を変えるためには、45万円っていう一つの数字っていうのは大事な数字ではないかと思っています。

自分の生活を考えても、やっぱり今の27万円では厳しいです。私の場合はたまたま親の遺産があって、その遺産を食いながらやってるものですから何とかやっていますけれども、現実にこれを35万円の手取り27万円でやっていけるかっていったら難しいです。そのためにこういう報酬で門戸を開いて、少しでも地域の皆さん、そして今回の提案みたいに特に若い人が議員になって市民のために働く意欲を持って働いてもらう、こういうふうな大胆な提案をする、それも一つの議員の役目だと考えてます。ぜひとも皆さん方、この45万円、ただしすぐもらうんじゃないに、またそれは時期を置いて報酬カットもする、そういう方法も考えた上で、この45万円という提案に関しましてはぜひとも議員の皆さん方の御賛成をいただきたいと思いますと考えてますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（田口桂一郎） 次に、本案に反対の方の発言を許します。

桑野議員、どうぞ。

◆8番（**桑野和夫**） 浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加をします。

私は、議員報酬については、引き上げることに全く反対の立場をとるものではありません。しかしながら、今回いきなり議員発議でというやり方の問題、そして引き上げ額などについて市民の理解が得られるとは思えないため、反対をします。

さて、現在、浅口市議会議員の報酬は先ほどもありましたように月額35万円であり、所得税等を引かれ、いわゆる手取りは約28万円でありまして、決して著しく高いものではありません。この金額では、議員は他に仕事を持つ人や大金持ち、そしてまた片手間に議員をやる人しかできないことになり、議員報酬のみで本気で市民の声を議会に届け、喜びも悲しみも市民と共有して、市民の立場で頑張るという議員は少なくなってしまう。また、子育て最中の若い人も議員に出にくくなります。

しかしながら、議員報酬の原資は市民の税金でありますから、可能な限り市民の理解を得ることが大事であろうと思います。同時に、報酬は議員自身のことでもありますから、例えば会派の拘束というものがもしあるのであればこの件ではそれはなくし、議員一人一

人が独自の考えのもと、全員で胸襟を開いて議論することが大事だと思います。そして、議論の上で引き上げるということになれば、民主的な手続を踏んでいくべきだと思います。

さて、先日の議案審議の際にある議員が、議員報酬の引き上げは議会改革に逆行するような発言がありましたが、私はそれは間違いだと思っております。議会改革は議員報酬の引き上げや定数の削減を大前提にしているものではありません。議会改革というのは、議会が市民の声を生かして、議会本来の役割を発揮することができる議会をつくり上げるものだと思っております。指摘をしておきたいと思えます。

今、安倍政権のもと派遣社員の固定化や官製も含め、ワーキングプアこそに問題があり、これを根本的に変えていき、社会全体の賃金水準を上げることが重要であり、加えて行政をしっかりとチェックをして徹底的に無駄を省き、市民の暮らしと命を守るために全力を尽くすことが大事だということをお訴えして、反対討論とします。

○議長（田口桂一郎） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

香取議員、どうぞ。

◆ １７番（香取良勝） 皆さんこんにちは。

今、聞いたら、あちこちからいろいろな話がありました。私もずっと見とったら、議員ちゅうのは、かすみを食ようちやあ生きていけんのんですよ。私も小さいとき貧乏しとったときに、おやじが家柄じゃ飯は食えんよと、働けよと言うて、私は働きました。へえで今私を見たらわかるように、仕事も持っております。私も副議長までさせてもらったんですけれども、あちこち歩いてみて、どこの市へ行ってもどこの議員さんも給料が安いと、やれんと、百姓をしながら田舎じゃったら食えるけれども、やれんのんだということを私はあちこち聞いて回りました。

へえで、今ここにおられる方が。まず、この議案は否決するでしょう。というのが、見てください。ネクタイをみんな同じのにしていますよ、浅政会。そして、その協力団体、大西議員さん。おたくは入ってない。しかし、ネクタイは一緒です。創価学会、そうでしょ。皆さん一緒です。ということは、もうする前から話を決めとんですよ、これについては反対しようと。

市民、市民と言うて、市民がおるから飯が食えんじゃない、仕事をしてから市民に返すんですよ。そのためには給料を上げにやできんじゃないんですか。私ははっきり言って、この中で誰もが言う、香取一番金持とるじゃろうと。働いたから金があるんですよ。だけど、これは若い人が出てくるために私はべったです。べったで当選しました。今度若い人が出たらまた落ちるですよ。しかし、若い人が出なったら浅口市を誰が背負って立つんですか、議員の皆さん、誰が立つんですか。岡山とか倉敷は給料がええ、見てください、３０代がいつええ出とる、県会議員も若い人が出とる。やれんから、市町村は出られないから、食えんから出んのんですよ、出れんのんですよ、今の状況じゃ。

浅口市、前は42人おったんです、議員が。それが今18人になっとるんです。それで市民が、市民がという。市民が何を皆さんにしてくれましたか。私らなんぼ仕事をして本気でやっても、選挙をすればべったですよ。自分らが食べて、やって、今度出るときは私らのもう時代じゃないんです。今度選挙をするときには今加藤議員は言われたけど、60歳以上をいうたら見てください。70歳以上の人が今度2年半先に議員に出るときには10人以上ですよ、70歳、老人ですよ、つえをついてこにやいかんですよ。議会をするときはそけえ救急車を置いとかんといかんですよ。そういうような時代に、皆さんああじゃこうじゃ言うことはないですよ。給料上げて、若い人に出てもらって、せえで勝って出てくりゃよろしいじゃないですか、皆さん。自分ら出れんから、給料下げときやみんな出んから、わしは出れるんだというてやっとなるようにしかとれんのんですわ、私は。80歳でまだ出ようかというのがおるんですよ。今回限りというのが大勢おるんですよ。それじゃ議会じゃないんですよ。老人クラブになっちゃう。

こっちへおられる人は頭がいい人だから質問してもきちっと答えるけど、これをちゅっちゅっちゅっちゅっ読みようのがええことになるもんですか、あんだ。これは大抵否決します。このネクタイを見たらわかる。皆さん見てください。映してくださいよ、ずっと。ネクタイを皆さん見てください。議長と同じネクタイが何人おりますか。この人が全部賛成と共産党が賛成したら絶対否決するんじゃ、わかっとなりますよ。

以上をもってぜひそれでもやったらうと、香取が言よんじゃけん、ほんじゃ給料を上げたろうと。27万円で何ができますか、皆さん。それで子供を2人大きゅうにできますか。できることがないんですよ。それを自分らも上げてほしいけど、役が欲しいから、議長が今度欲しい、今度委員長が欲しい、それを目の前へ据えてこがんことをしょうるから、ほんなら行こうかというて皆行っとんじゃないんですか。ぜひ、私が言うことに少しは賛同してください。よろしくお願いします。

以上をもって賛成意見といたします。

○議長（田口桂一郎） 次に、反対の方の発言を許します。

大西議員、どうぞ。

◆15番（大西恒夫） 私は、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案に反対の討論をいたします。

私は本条例の改正の手續について、議会人としてもっと慎重にすべきだと思います。議員報酬に関しては十分に時間をかけて、議員一人一人の合意を得る努力をする必要があります。

（「できなだらう」の声あり）

浅口市は特別職の報酬等審議会条例があります。いきなり条例の改正案を議会に提出するのではなく、良識をもって報酬等審議会の意見を聞くことが求められるものであります。

さて、賢明なる議員の皆さん、ぜひ思い起こしていただきたい。これまで浅口市議会では議員発議によって議員報酬の削減をする条例案がたびたび提出され、平成２３年には１５％、２４年には１０％の議員報酬の削減をする条例が可決され、実施された経緯があります。市議会ではこれまで多くの議員の賛成によって議会改革と経費削減に努めてまいりました。このたびの値上げ案は、これまでの努力を顧みることのない、一方的な方針転換と言わざるを得ません。現在、このような提案は議会の中で討議する委員会がありません。特別委員会をつくり慎重に討論すべきだと思います。

議員各位には良識ある採決を心から期待し、本案に反対の立場をとられるようお願い申し上げます、反対の討論といたします。

○議長（田口桂一郎） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

反対の発言も許します。どうですか。

ほかに討論はありませんか。

大西議員、どうぞ。

反対、賛成どちらですか。

◆１９番（大西洋平） 反対です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆１９番（大西洋平） それでは、発議第３号浅口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

まず第１に、議員報酬の額の決定方法について述べさせていただきます。

今回の提案は、議員みずから報酬額の引き上げを提案し、議員みずからが審議決定することになります。審議の過程において、市民の声や第三者機関の意見を一切取り入れておらず、お手盛りとの市民からの批判は免れません。議員報酬を初め、特別職の報酬を決定するときは、第三者機関の意見を聞くことにより一層の公正を期するべきであるとして、報酬審議会を設置し、意見を聞くべきであると思います。

今回の提案はこうしたルールを一切無視し、市民の代表たる議員が市民の意見を聞くことなく権限を振りかざし、みずからの報酬を引き上げるというもので、許されるものではありません。２年前に浅口市議会が実施した市民アンケート調査でも、市民からは議員報酬の額について厳しい意見が寄せられており、今回の提案はこうした市民の声を無視したものであると言わざるを得ません。

第２点は、報酬の引き上げ額についてであります。

今回の提案では、一般議員及び副議長の報酬月額１０万円、議長の報酬月額５万円引き上げという提案であります。この金額の根拠がどこにあるのでしょうか。一般議員では３５万円から４５万円となると、一気に３０％近い報酬アップとなります。これが妥当な額でしょうか。根拠もなく報酬額を上げられるとすれば、議員の都合により幾らでも報酬額をふやせるということになります。やはり議員報酬額については、近隣類似自治体の状況や本市の財政状況、市民の意見を参考にしながら、きちんと報酬審議会の意見を聞き、決定されるべきであると考えております。

我々がみずから制定した浅口市議会基本条例第２４条第２項において、議員報酬の改正に当たっては行財政改革の視点及び将来の予測を十分考慮するとともに、市民の意見を参考に決定するものと規定しております。今回の提案は、この議会基本条例の規定にも違反しております。

また、さきにもお話がありましたように、全国市議会議長会の調査によりますと人口５万人未満の市の平均報酬額は３２万７、０００円余り、最高額は４４万２、０００円となっております。現行の浅口市の報酬額が特別に低い報酬額とも言えません。仮に今回の提案が通れば、人口５万人未満の市議会では最高額となります。こうした点からも、今回の提案は不適切であると考えております。

第３に、市の行財政の視点から反対をいたします。

御承知のとおり、浅口市では合併後１０年が経過する平成２８年度から段階的に地方交付税が縮減され、一層厳しい行財政運営を強いられます。そうしたことを受け、市長を初め、副市長、教育長はみずからの給料を１０％削減されておるわけでございます。

また、景気が回復したと言われていますが、中小企業を初め、特に地方経済においてはまだまだ景気の上向きは感じられないのが現状でございます。この状況下で議員だけが報酬を引き上げるわけにはいきません。仮に今回の月額１０万円の引き上げが可決されれば、期末手当を含め議員１人当たり年間約１６０万円、議員１８人分に換算すれば年間約２、７６４万円の税金が必要となります。議員だけがこうした恩恵を受けていいはずはありません。

最後に、報酬を引き上げる時期についてであります。

提案者や賛成者はこんな低い報酬では若い議員のなり手がないと、若手議員の立候補者の減少を理由に述べられております。私もその点には同意いたします。確かに、現在の報酬額では妻、子を養う若手議員が議員活動に専念するのは困難であることは容易に想像ができます。しかし、今現在ここにいらっしゃる我々は現在の報酬額を納得の上出馬し、当選させていただいているわけでありまして。次期改選時からということならともかく、任期がまだ２年以上残っている現段階で引き上げるというのは、利にかないません。

また、若い議員のなり手をふやすという理由なら、これから任期満了までの間特別委員会を設置し、議員全員で議員報酬のあり方などについて調査研究し、第三機関や市民の声を聞いてから次の改選期に合わせて議員定数を減らすなど、財政を圧迫しないなどの方法

を措置した上で、引き上げるなら引き上げるべきであると考えております。

最後に、我々議員は、市民の代表です。そのため、我々は市民の信頼のもと、高潔、清廉潔白、自己犠牲の精神のもと、市民福祉の向上のため職務に精励する必要があります。今回のような提案が突如出されたこと自体が市民の信頼を失うことになり、非常に残念に思っております。我々浅口市議会の議員は、原点に立ち返り、市民生活の向上のため精励していかなければなりません。これ以上市民の信頼を失うことのないよう、大多数の反対をもって本案を否決しようではありませんか。議員各位の賢明な判断をお願いして、反対討論といたします。失礼しました。

○議長（田口桂一郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〔１番議員 退場 午前１０時２１分〕

○議長（田口桂一郎） これで討論を終わります。

はい。

◆６番（岡邊正継） 採決をする前にお願いがあるんですが、いつのときか私この問題で退室させていただいたことがあるんじゃない。というのは、こういう案件につきましては、話し合いで決めるべきであろうと、基本的にそういうふうに使っておりますので、今回も退席させていただきます。あしからず。

なお、結果には御異存ございませんので、そういうことで御了承いただきたいと思います。よろしく。

〔６番議員 退場 午前１０時２１分〕

○議長（田口桂一郎） ２人退席です。

採決に入ります。

本件は起立により採決いたします。なお、着席者は反対とみなします。

発議第３号浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎） お座りください。

起立少数と認めます。よって、発議第３号は否決されました。ちょっと言うちゃってくれえ。

〔１番議員 入場 午前１０時２２分〕

○議長（田口桂一郎） 請願第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

請願第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請については委員長の報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、請願第6号は採択とすることに決定しました。

陳情第6号国民を戦争に駆り立てる国際平和支援法案と平和安全法制整備法案をただちに取り下げて、日本国憲法に基づいて武力によらない外交を推し進めるよう政府に求める陳情の討論を行います。

まずは、8番**桑野和夫**議員から賛成討論の通告がありましたので、これを許可します。  
どうぞ。

◆8番（**桑野和夫**） 陳情第6号国民を戦争に駆り立てる国際平和支援法案と平和安全法制整備法案をただちに取り下げて、日本国憲法に基づいて武力によらない外交を推し進めるよう政府に求める陳情について、賛成の立場で討論に参加をします。

今、参議院で審議をされております安全保障法案ではありますが、参議院の審議の段階でも100回以上審議が中断するという異常事態となっております。私は、この3カ月間の国会審議を通じて、次の3つの問題が浮かび上がっていると思っております。

まず第1は、集団的自衛権の行使についてであります。例えば、これまでアメリカはベトナム戦争やイラク戦争など無法な先制攻撃をしまっていました。そして、これまでは自衛隊に例えば参戦を求めてきても、集団的自衛権は行使できないと断ることもできました。しかし、法案が通れば断れなくなるのではないのでしょうか。

第2は、武力攻撃をしている米軍に対する後方支援であります。これまでは非戦闘地域という歯どめがありましたが、これが撤廃をされ、これまで戦闘地域とされてきた場所まで行って支援することになるのではないのでしょうか。

第3は、自衛隊の内部文書が国会に提出され、これには米軍と自衛隊の軍、軍間の調整書をつくるなど、法案にも書かれてない、そして国会で一度も説明をされてないことが勝

手に進められており、これでは戦前の軍の暴走になるのではないのでしょうか。

さて、さきの関東・東北の集中豪雨による災害、犠牲になられた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。この災害でも、自衛隊の方々が現地で献身的に人命救助に当たってる映像がテレビで何回も放映をされました。私は、これを見て非常に感動もしました。同時に、そのときに思ったことは、もう自衛隊でなく、災害救助隊に名前を変えればいいというふうに思いました。

政府は、日本を取り巻く環境が変わり、抑止力の強化が必要という説明もしております。しかし、軍事力を強めて戦争がなくなるのであれば、もうとつくになくなっていると思います。軍事力を強めれば相手も軍事力を強めることになり、危険が高まってまいります。これを抑止力のジレンマと言っておりますけれども、結局外交によって解決をするのが最良であると思います。

この法案、多くの憲法学者が、そして元最高裁の裁判長が、そして元内閣法制局長官が憲法違反であると言っております。そして今、多くの国民が今国会で成立をさせるべきでないというふうに言っております。

以上のことから、この法案には問題があると申し上げ、賛成討論とします。

○議長（田口桂一郎） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〔5番議員、17番議員 退場 午前10時27分〕

○議長（田口桂一郎） これで討論を終わります。

それでは、陳情第6号の採決に入ります。

陳情第6号国民を戦争に駆り立てる国際平和支援法案と平和安全法制整備法案をただちに取り下げて、日本国憲法に基づいて武力によらない外交を推し進めるよう政府に求める陳情は、委員会の結果は不採択でありました。

これより起立採決に入ります。

本陳情は採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎） お座りください。

起立少数と認めます。よって、陳情第6号は不採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時44分 再開

〔5番議員、17番議員 入場 午前10時45分〕

○議長（田口桂一郎） それでは、再開いたします。

ただいま発議第４号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書についてが提出されました。

お諮りします。

発議第４号を日程に追加し、追加日程１として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、発議第４号を日程に追加し、追加日程１として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（田口桂一郎） 追加日程１、発議第４号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書についてを議題とします。

議案の朗読をさせます。

なお、本文につきましては朗読を省略いたします。

◎議会事務局長（畝山善生） 〔発議第４号朗読〕

○議長（田口桂一郎） 提出者より提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員会佐藤委員長、どうぞ。

◆３番（佐藤正人） 発議第４号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書について提案理由を申し上げます。

教育現場においては、新学習指導要領により授業時数や授業内容が増加する中、不登校児童・生徒及びいじめなどに対する課題も深刻化しており、少人数教育の推進が求められています。

また、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が３分の１に引き下げられたことにより自治体財政が圧迫され、教育条件の格差も生じています。

子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。子供たちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進し、教育の機会均等と水準の維持向上のため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元する必要があります。

以上のことから意見書を政府関係機関に提出するものであります。御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田口桂一郎） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

発議第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。発議第4号は原案のとおり可決されました。

よって、別紙の提出先へ意見書を送付いたします。

~~~~~

○議長（田口桂一郎） 日程3、閉会中の委員会継続事件の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり各委員長より閉会中の継続事件の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続事件とすることに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして平成27年第4回浅口市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時49分 閉会

以上会議の顚末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

浅口市議会議長

浅口市議会議員

浅口市議会議員